

平成26年6月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成26年6月27日（金曜日）

議事日程第2号

平成26年6月27日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
会計課長	川尻悦子	企画財政課長	須藤徳雄
町民生活課長	金平公明	福祉保健課長	大高伸一
管財課長	佐々木充	税務課長	田村功
教育次長	小林孝一	生涯学習課長	金田千秋
産業振興課長	工藤金悦	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	田村博	幼児保育課長	日沼正明
農業委員会事務局長	米森博孝	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	佐藤博孝		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木久明	書記	吉元和歌子
--------	------	----	-------

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。本日は埴自治会の老人クラブ一行、多数の方が傍聴においでくださいました。ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番山本優人君、11番門脇直樹君、1番鈴木一彦君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番議員、柴田正高君。

○6番（柴田正高君） おはようございます。傍聴の皆さんご苦労様です。見知った顔がたくさんおられて些か緊張しております。3月定例会でこれが最後の質問となるかもしれないと挨拶させていただきました。再びこうしてここに立たせていただきまして、町長に質問させていただくことに大変感激しております。なるべく再質問をしなくてもいいように丁寧にお聞きしたいと思っております。

それでは通告順に従いまして、私からは2点について町長にお尋ねいたします。

以前、秋田空港の待合ロビーにモモの花が咲いている手這坂の風景写真がしばらく飾られておったり、県の観光協会百選に選ばれたり、花の咲く時期になるとテレビや新聞で報道されるせいで、今ではたくさんの人々が手這坂に花見に訪れるようになりました。手這坂の保存活動に取り組んだ人たちや写真愛好家のグループの手で約300本ほどモモの木を植えたのですが、雪の重みに負けたり、草に飲まれたりでだいぶ少なくなりましたが、今でも100本以上は花を咲かせております。また、あそこにはウメやサクラ、ナシの大木がありますが、それらが一齐に花を咲かせる様は、正に春爛漫です。この時期には毎日大勢の人たちがここを訪れます。その大部分が中高年の方々です。失礼な言い方になると思いますが、中高年の方々というのはトイレが近いんですね。しかし、あそこには公衆トイレがございません。トイレを何とかできないかとの苦情が町や観光協会に多数寄せられております。幸い、今年は特にサザエさん効果で、町や観光協会に初めて訪れたという方々からの道順の問い合わせが多くあったようです。その時トイレのことも説明されたそうで、そんなに苦情はなかったようですが、あそこに住んでいる方からは、あちこちで立ち小便をされて困るというお話を伺っております。環境面や衛生

面上も好ましくありませんので、花の咲く時期だけでも町で仮設トイレを設置する考えはないかをお尋ねいたします。

次に、3月定例会で海岸線の景観や手這坂といった資源を観光ルートとして体系化する必要があると、町長が前の選挙に立候補に際して言ったことを私が取り上げて質問いたしました。その時のやり取りの中で「手這坂の関係ある方々と関わりを持ち、あるいは議論しながら、必要なものがあれば相談に乗りながら、いろんな形で一緒にやれるものであればやっていきたいと思っている」と、こう答弁の中で述べておりました。町長として、どのようなことを想定しての発言なのかお尋ねいたします。私はこの言葉の中にはトイレの件も含まれているのではないかとこう思っているのですが、いかがでしょうか。

2問目として、女子をもっと管理職に登用するということについてお尋ねいたします。

女子職員も法の平等の下、責任が課せられ、職務専念の義務に従って男女の差別なく執務に従事しております。しかし、女子の管理職員は子ども園の保母さんを除けば課長1名、課長補佐2名だけです。今日ここにたくさんの課長が座っておられますけれども、女性は1名だけです。女性課長は庁舎内にフレッシュな感じを与え、繊細な神経を使って課をまとめ、職責を果たすのではないのでしょうか。こうすること自体、女子職員や男子職員の士気を高めることになるのではないかと思います。男女雇用機会均等法の趣旨を活用し、有能な女子職員をその能力にふさわしい地位を与える考えはないのかお尋ねいたします。私から申し上げるまでもありませんが、男女雇用機会均等法とは、これまでの男女差別間を一掃し、それぞれの職場で男女は平等にその能力を遺憾なく発揮して職務の効率を上げ、如何に社会のために貢献するかを問うております。この法律の趣旨を如何に活用し、女性の地位向上を図る考えなのかお尋ねいたします。よろしく答弁お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん大変ご苦労様でございました。

それでは、柴田正高議員のご質問にお答えをいたします。

まず、手這坂観光振興と仮設トイレ設置をについてであります。

今年5月の連休から20日頃までの花の見頃には、例年通り写真愛好者や日本の原風景

を楽しみたい方、手這坂ファンの方など開花状況を問い合わせる電話があり、町では現地確認して回答したり、町ホームページやブログに開花情報をアップして対応してきました。また、今年になって無人家屋の荒廃が進んできたため、訪れた方ががっかりしないように、問い合わせのあった場合はその旨を伝え、また町ホームページにもその旨を掲載しております。実は今年4月に手這坂に関して、秋田県観光連盟から「4月から6月までの3か月、人気テレビ番組『サザエさん』のオープニングで秋田県の名所13カ所を紹介したい。八峰町の手這坂も選ばれている。」との連絡を受けました。町としては、家屋の傷みが進んでいるので適当でないかもしれないと話しましたが、手這坂の選択は決定事項との回答でありました。後日、秋田県観光連盟より、手這坂の住民から、「テレビ放映で大勢の見物客が来ると困る」という苦情の電話があったとの連絡を受けました。手這坂の住民に確認したところ、昨年は見物客が畑に入り込んだり、勝手に家の戸を開けたりしたので困ったと、今年も心配しているという内容の話でありました。このため、町では急きよ手這坂集落入口に「手這坂集落は個人の家屋と土地ですので、住んでいる方のご迷惑にならないようにお願いします。」と立看板を設置いたしました。おかげ様でモモの花の期間中に苦情やトラブルがなかったことが何よりでした。

さて、仮設トイレ設置の提案でございますが、観光協会、住民、そして関係者に意見を伺いました。「仮設トイレはあくまで緊急的なものなので、狭く、臭いがし、掃除などの管理も大変である」、あるいは「道の駅やコンビニなどできれいなトイレに慣れている人は、仮設トイレは使わない」、「設置できる町有地は集落の入口付近にしかなく、置けばイメージダウンになる」、「仮設トイレとはいえ、集落で多くの人を迎え入れるようなイメージを持たれてしまう」などの意見が寄せられました。町のホームページには「手這坂にはトイレが整備されておりません。」「2km先のホテルの里のトイレ、水沢ダムトイレをお勧めします。」と載せております。また、トイレが無くて困ったという苦情は、最近町、観光協会にも寄せられておりません。これらのことを踏まえ、事前にトイレを済ませてから来てもらうことと、どうしてもという場合はホテルの里トイレなどを利用してもらうという2点の周知に努めてまいりますので、現時点では仮設トイレを設置しない方針で考えておりますのでご理解くださるようお願いいたします。

次に、26年3月議会での答弁はどのようなことを想定してかの質問にお答えいたします。

ご存知のように、手這坂は個人所有の土地、家屋ですので、町としては観光資源とし

での活用が難しく、手這坂と距離を置いてきた経緯があります。そんな中で、手這坂の景観づくりと民家再生を担っていただいたのが「手這坂活用研究会」でした。平成13年に発足し、モモの植栽や萱葺き屋根の葺替え、冬まつりの開催などにご尽力をいただきました。その手這坂活用研究会ですが、今年2月に資金難や地元会員の高齢化などにより、12年半の活動に終止符を打ったとの新聞報道を拝見をいたしました。平成24年夏に宮城県の青年が移住して12年ぶりに手這坂集落の無人状態が解消されたことや、町外の若手農業者らが集落の修復に意欲を示していることから、「若者らに集落の維持を託し、今までの会の活動を総括しながら発展的に会を解散したい」との会長のコメントや、「今後も若者たちがボランティアを必要とする場合は個々に参加する」などの申し合わせなども載っておりました。柴田議員におかれましては同会の副会長、嶋津議員におかれましては事務局長としてご活躍されておりましたので、今までの労を労いたしたいと思います。

なお、手這坂集落の再生状況についてですが、定住者家屋の今年度分の萱葺き屋根ふき替え作業は終了したと伺っております。秋から冬にかけて来年度分の萱を刈り取り、保存する作業を行うとのことでした。国際教養大学などからボランティアの申出もあり、ワークショップなどを開催しながら、自分たちのペースで手這坂集落の再生を担っていきたくないと伺っております。無人集落に人が住み、集落として蘇りつつあることは町としても嬉しい限りです。今後は、生活環境面で町が関わっていく部分も出てくるのではないかと思います。柴田議員からどのようなことを想定しての発言なのかと問われていますが、当時も現在も、まだ当事者と直に話しする機会がないまま推移しているのが現状であります。したがって、3月時点での発言は、特別あれこれを想定した発言ではございませんでした。今後、定住した人たちから具体的な申出があれば、町でできることであれば協力をしていきたいと考えております。

次に、女性の管理職を増やせについてお答えいたします。

男女雇用機会均等法では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図ることなどを目的に、労働者が性別により差別されることなく、充実した職業生活を営むことができるようにすることが基本的理念となっております。これは、労働者が性別に関わらず雇用の分野で均等な機会を得て、その意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられるようにすることであり、女性だから男性だからというだけの理由で、男女異なる取扱いをしてはいけないということでもあります。具体的には、職員の募集や採用、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、定年、解雇などが性別を理由として差別することが

禁止されているほか、女性については、婚姻、妊娠、出産の理由で不利益な取扱いが禁止されております。町ではこの法律の趣旨や規定に従って、職員の募集から採用、配置、昇進、退職など、男女の差別なく人事管理をしていることは当然であります。ご質問にある女性の管理職員を増やすことについてであります。子ども園関係を除けば女性の課長が1名、課長補佐が2名と少ないのではないかとということですが、管理職員への登用については、男女の差別なく、能力や経験、実績など総合的に判断しながら登用してきており、結果がたまたまこのようになっているものであります。子ども園関係を除いて、現時点ではこの3名の女性職員を除いた女性の職員数が8名と絶対数が少なく、しかも課長や課長補佐に登用するためには、経験年数が少なく、どちらかという若い職員が多いため適任者が極端に少ないという状況であることも、女性の管理職員が少ない要因となっているものと考えており、決して男女差別をしているものではございません。

また、単に女性の管理職員が少ないからということだけで増やすというのではなく、あくまでも能力や経験、実績など総合的に判断をして登用してきており、これからも同様の考えであります。職員は、男女の差別なく採用試験、面接試験を経て採用され、新人研修を始めいろいろな研修を受けて知識を増やし、いろいろな職場を経験しながら能力を高めていきます。これらの過程では男女の差別は全くないもので、職員の能力や適性などを見極めながら適材適所の人事に努めてきており、男女雇用機会均等法の趣旨に沿って均等な待遇を実施してきておりますので、改めて女性の地位向上のために、特別何かをするということは考えておりません。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 6番議員、再質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 町長の今の答弁で、それこそ手這坂についてはあくまでも私有財産ですので公費の投入はしないということ。これは峰浜村当時からそういうスタンスできたわけですが、それとは裏腹に、町の方では観光パンフレットに手這坂の写真を載せて観光地だと、あたかも観光地だというようなアピールをしてきたわけです。今回新たに作ったパンフレットには、さすが手這坂の所は載せなかったんですが、この地図の方にはちゃんと手這坂の写真が載って、やはり手這坂が観光地だというようなイメージを与えるようなパンフレットになっております。

それから仮設トイレ、観光協会やいろんな所に伺ったようですが、それだけ必要ないというそういう結論になったようですが、仮設トイレも今、臭いのしないのもございま

す。それこそ、ネイチャーさんの方に寄贈されたバクテリアで処理するトイレなんかは臭いありません。どうも景観上もしよろしくないというのであれば、その所を囲いで目隠しするなり、何らかの方法を講じることもできるのではないかなと、こう思っております。あそこの入口に今、迷惑にならないようにと看板を掛け、私も見ておりますけれども、本当であればあそこは私有地なんですから、無断で立ち入れば住居不法侵入で、その住民が訴えようという気になればあそこに立ち入ることもできなくなるわけです。そのくらい、どうせあそこを観光資源として活用しないのであれば、そのくらい「ここは私有地ですから立ち入らないでください」というくらいの強いメッセージの看板であれば設置すべきではないかなと、私はこう感じたわけですが、ホテルの所まで、結構あのトイレまで結構距離あるんですね。それこそ中高年の方々尿意をもよおしてくれば、あそこまで行くというのは、かなりつらいんじゃないかなと私はこう感じておりますけれども、そうすればやっぱりあそこにその期間、まずおおよそひと月くらいなんですね、仮設トイレの設置はやっぱり必要なのではないかとこう感じておりますが、今一度その点についてお尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

まず、手這坂も前は無人であったのが今は住人がいるということ。それからまた、以前は皆様方の活用研究会が全面的に借受けをしながらやってきたという経過がありますけれども、状況としては以前とは違った状況になったのではないかなと。そういう意味では、住民の意思というのもやっぱり確認をしながら進めていかなきゃならない状況になったということが一つあると思います。

それから、仮設トイレであってもやっぱり設置するには必ず誰かが管理をしなければいけないという状況になります。先ほども申し上げたとおり、まず来る前にやっぱりそういう準備をしていただく。あるいは、どうしても来て必要な場合は2カ所ばかりありますよとこういう周知はその後ちゃんとしながら、私の方ではあえて仮設トイレは設置しないようにしていきたいと思っております。

それから、さっき観光パンフとかにいろいろ載っているんじゃないかという話もされましたけれども、いずれ地名として「手這坂」はあるわけですから、これは地図上載せるのはやむを得ないのではないかなというふうにこう思いますし、これからPRの仕方とか使い方については、今ご指摘された点もありますから慎重に対応していきたいなど

いうふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○6番（柴田正高君） ありません。

○議長（芦崎達美君） 2問目の質問、6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 私がなぜこの質問を行うかといいますと、ついこの前「女性登用へ、全省協議会」という見出しで新聞記事を見つけましたので、その記事の中身というのは政府の新たな成長戦略で、女性登用を2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にするとの目標を掲げ、国や自治体、企業にも目標や行動計画を作るよう求めるという記事であります。さらに別の記事では「内閣人事局は事務方トップである事務次官や直属の局長など約600人を幹部への女性登用を増やすため、全省庁による協議会を設置し、女性が活躍できる組織を政府が率先して作り日本経済の成長に繋げる」という記事であります。いずれは町の方にもそういう女性の幹部職を登用するようにと、こういう申し入れが行われるのではないか、この記事のとおりだとすれば。そういうことが行われると思うんであります。

今、町長の答弁の中に女性の一般職の方が11名しかおられないと。これは毎年職員の補充をしているわけですがけれども、どういうわけか採用されるのはこのところ男性ばかりであります。女性の応募者が少ないのか、それとも試験の結果、女性の方が採用されず、結果で男性が優秀な成績でそれで採用されるということかも分かりませんが、それこそ今の記事の内容だとすれば、この8名の残りの8名の中から当然何名かを2020年までに管理職に採用しなければならないということになるんだろうと思います。町長は男女の区別なく、能力のある者を登用するという答弁でありましたけれども、それこそ評価制度等も密接に関連いたします。それこそ女性評価の結果ですね、女性が評価点が高ければ、当然女性の若くても当然管理職の方に登用なされるべきだと、こう思うわけですがけれどもいかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

確かに内閣で発表した記事、私も見ました。国の機関というのはかなりの数の人数がおりますのでそれ相当の登用は可能だとは思いますが。ただ、現実我々のような小さい自治体ではやっぱり職員構成も限られた中で構成されていますので、国のような行動で一律にいくような状態にはないと思います。先ほど申し上げたように、うちの方の女子の



職員は比較的若い人が多いので、無理矢理その若い人をじゃあ、女性だから登用しなきゃならないとやった場合に、果たして職場の方がうまく回転していくとかということ逆に考えないといけないこともあります。したがって、若くてもそれだけの統率力と能力と実力があればいいわけですけれども、そういう観点で考えて、もし優秀な人がいれば登用しますけれども、全体的に仕事の評価とか、やっぱりそういうものをしながら登用はしていきたいと。ただ、女性だから男性だからというそういう考え方は毛頭ありませんし、それから採用に当たっても別にそういう差をつけて採用しているわけではございませんので、もちろん女性の応募者が少ないということも確かにありますけれども、考え方としてはさっき申し上げたように基本的な構えで採用から登用まで様々な形で、そういう考え方でやっているということをご理解をしていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○6番（柴田正高君） ありません。

○議長（芦崎達美君） これで6番議員の一般質問を終了します。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くから、しかも暑い中田んぼに行けばいくらでも仕事があったでしょうに、傍聴活動にあえて参加いただきまして厚くお礼申し上げます。

私は、本6月定例会に次の2点について一般質問を通告いたしておりますので、順次質問をしてまいりたいと思いますので、当局の適切な答弁をお願いをいたします。

まず第1点目であります。八峰町長3期目に当たっての町長の所信についてでありますけれども、先般実施されました八峰町長選挙において、多くの政策課題を公約に掲げながら町民の皆さんから大きな信頼をいただいて無投票当選されましたことに先ずもってお祝いを申し上げますと共に、今後ますますのご活躍をご期待申し上げるところであります。

さて、町長3期目を務めるに当たりまして、数多くの公約をどのように具体化し、町政に当たられようとしておられるのか、その所信について町長にお伺いをいたします。

次に、第2問目であります。

今後の子ども園の運営についてであります。八森地区の統合した新しい子ども園の建設事業も順調に進捗をし、間もなく完成の運びとなる予定であります。11月には開園を迎えるということでもあります。先に新聞報道にもありましたが、町長が子ども園のあ

り方についていろいろとマスコミの方に報道記事がありました。このたびの小学校・中学校の学校再編同様です。今後、八峰町全体の子ども園の運営のあり方についても、そろそろ具体的に考える必要のある時期に来たのではないかなという具合に考えてございます。

以上、2点について町長に答弁をお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆川鉄也議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、八峰町長3期目に当たっての所信についてであります。去る5月1日開催の平成26年第2回八峰町議会臨時会の冒頭の挨拶の中でも私の3期目に当たっての所信の一端を述べさせていただいたところでありますが、改めて所信を述べさせていただきます。

八峰町誕生後、2期8年間にわたり、私は八峰町総合振興計画の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまちづくり」に、そして持続発展が可能なまちづくり実現のため、菌床シイタケ栽培の再構築やアワビ陸上養殖会社の誘致、ポンポコ山公園の整備、住宅リフォーム支援等農林漁業や観光、商工業の振興に力を注いでまいりました。また、全町にわたる下水道・高速通信網・道路の整備、防災対策の強化など、生活基盤の整備や心と体の健康づくり、ワンコイン検診、予防接種助成等福祉の充実、学力・体力向上をはじめ、外国語指導支援員の配置、ICT教育など、全般にわたり多くの課題を実践し、その成果は着実に表れてきているところであります。これからの4年間ではありますが、我が町の基幹産業である農林漁業や観光、そして商工業の振興による雇用確保を軸にしながら、生活基盤の整備、福祉の充実、教育環境の整備などを主要課題に取り組むと共に、それを裏打ちする行財政基盤を確立していくことが私に課せられた責務と心得て誠心誠意、努力してまいりる覚悟であります。これらの主要課題を推進するに当たっては、町民との対話を大切にし、町民の声を誠実に町政に反映させるという私の行動理念を基本に、「町政を語る会」、「行政協力員会議」、「各種団体との懇談会」などを積極的に開催し、民意を反映した政策立案に努めたいと考えております。

また、来年は、我が町誕生から10年目という節目を迎え、11年目からは合併の特例措置が縮小されることとなりますので、10年の歩みを総括をしながら、第2次八峰町総合振興計画を1年前倒しして来年度策定することとし、アンケートなども含め町民の声を

集約してまいりたいと考えております。議員の皆様方からも様々な角度からご意見、ご提言を賜りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、こども園の運営についてであります。

ご承知のとおり、現在八森地区統合子ども園は、駐車場、園庭の整備などの外構工事を施工中であり、園舎内部においては、備品の購入など、保育に必要な物品等について準備を行っており、11月の開園を目標に鋭意努力しているところであります。

また、先日の議会全員協議会において、小・中学校の具体的な再編方針として、両校とも平成28年4月に統合を行うことを示したところであります。

さて、峰浜地区の子ども園の状況についてであります。沢目子ども園の園児数は59人、埴川子ども園は30人の計89人となっており、定数は下回っているものの、現在は支障なく運営しているところです。出生数にもよるわけですが、5年後の平成31年には、児童数が、沢目子ども園が40人前後、埴川子ども園が28人弱と予想され、30人余りの減少となります。このように児童の減少に歯止めがかからない状況においては、児童の保育・教育環境の問題や財政面など園運営にも支障が生じることが予想され、峰浜地区の子ども園統合についても検討が必要ではないかと考えております。しかしながら、こども園が地域と密着していることから、「できれば少人数保育でも現保育園を残してほしい」など様々な意見もあると思います。現在進めている八森地区の子ども園を統合するに当たっても、その構想から十数年を要し、慎重な協議を重ね統合へと進んだ経過があります。従いまして、峰浜地区の子ども園統合についても、保護者、地域などの意向や、そういった意見の情勢を見極めながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 7番議員、再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 懇切丁寧にご説明を答弁をいただきましてありがとうございます。

まず1点目の3期目に向かっての町長の意気込みでありますけれども、もちろん町長ですからたくさんの政策課題を具体化して町民の付託に応えていくということは当然でありますけれども、中にはやはり時間が押し迫っている施策もあるんじゃないかなという具合に思うわけでありまして。特に私が心配をいたしておりますのは、地場産業であります農業であります。ご案内のように農業改革案が出されまして、あと4年後に転作の問題がなくなって米は自由に作れるということになるわけでありまして。国、県でもそれぞれこれらに対応した施策を考えておるように思いますけれども、やはり八峰町の農業

スタイルというものもあって然るべきじゃないかなという具合に思うわけでありまして。このことについては前々から再三町長にお願いをしながら議論を交わしておるわけでありましてけれども、特に前にも町長がお答えしておりましたように、稲作からの転換も必要であるというようなこともおっしゃっておられます。しかし、なかなか私どもの地形からいいますと、どうしても田んぼそのものは道路より低い所にあるわけでありまして、これを水田農業以外に転換するということになりますと、かなりの経費やら、技術やらそういったものが必要になってくるんだらうなという具合に思うわけでありまして。しかしまた反面、それじゃあ米を作ろうかということになりますと、今お話ししましたように4年後には転作制度がなくなるわけでありましてから、作れる田んぼであれば全部米を作ることも可能なわけでありまして。前にも町長が加工米なり飼料米ということで考えておるようでありましてけれども、この前県の関係者と懇談する機会がありましてお話を聞きましたところ、加工米についてはもう既に飽和状態で、加工米は来年度以降は、面積の作付拡大は期待できないというようなお話でありました。よって、飼料米の方に今度赴きをおいて施策を展開していくというようなお話でありました。しかし、この飼料米もただ植えればいいというものでもございませんし、食わせる畜産の方の受け母体がないとこの飼料米もなかなか前には進んでいかない問題だらうと思うんであります。そのほかに今、中間管理機構等を利用しながら出し手とかそういうものを作って行くわけですがけれども、私どもの農業をみた場合、法人、大規模受け手農家の法人になっている、あるいは大きい大規模農家の方々を数えてみますと、まだ指を折って数えるほどよりございません。今、勤めに出て兼業農家をやっておる方々が、この後果たして自分の田んぼを他人に貸して大規模集約できるというのも、これも今言ったように4年間の時間の中ではちょっとどうかなというような気もするところでありまして。したがって、できるのであれば、こういった時間に限りのある制約についてはもうちょっとスピード感をもって八峰町独自のスタイルを確立できないかというのが私の考え方でありまして。町長はどのように考えておられるのか、まずは農業について町長にお聞きをしておきたいと思っております。

あとまたこの後、いろんな制約町長やっておりますけれども、この後また一般質問の機会があれば、そこら付近また是非ディスカッションしていきたいなという具合に思いますので、取りあえずは農業について、町長の考え方をもう一度お聞かせをいただきたいという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。具体的にというから農業問題聞かれると思っていませんでしたけれども、わかりました。いずれ時間がないといっても、やらなきゃならないことはやらなきゃならないわけですから、これは待ったなしでやるべきことについては取り組んでいくというふうに思っています。

まず、国の政策が今徐々にどういう形で具体的に実行に移されているのか今降ろされてきております。例えば、農地中間管理機構についても具体的には県では農業公社が使うと、それを町の方に委託するというので、今ようやく町の方に何々を町に委託するのかという方向も今出てきました。それからまた、多面的機能の支払いもこの間補正上げましたけれども、ああいう動きも今具体化をされてきています。そういう国、県の動向というのは直接跳ね返りするわけですので、それがどういう形でどういう方向でいくのかということをしっかり見極めていかない限り、町が勝手にそれを無視してやるというわけにはいかないの、これはやっぱり基礎になっていくのだと思います。

それから、具体的に県の方でも様々な対策を今していますけれども、当然減反が4年後に廃止をされるという状況になると、米から何かに転換をしていかなきゃならないという、これもまたはっきりしているわけですから、これがじゃあ八峰町の場合何でいくのかと。今、八峰町の場合は、米に次ぐものというやつは今、菌床シイタケが2番目に大きいわけですが、それ以外にはあと大豆とかソバとかネギとかキャベツとかいろいろありますけれども、じゃあどれにこの土地条件に合ったもので転換させていくのかというのは、町だけの判断だけではなかなか進まないと思います。これはやっぱり直接生産者の皆さんや、あるいはまたJAの考え方ともあわせながら、八峰町としてはこれで少し転換をしていこうということを考えていかなければならないんじゃないかなと思っています。確かに、減反がなくなって自由に作れると言いながらも、当然米と勘定の傾向は当然出てくるわけですし、それからするとほかのものに否応なしに切り替えざるを得ないと。さっき県の担当者の話で、加工用米はなかなか飽和状態だよという話をされましたけれども、飼料米についても確かにうちの方の条件であれば畜産がほとんどない状況ですので地元では消費できない今の状況でありますから、どこかとやっぱり提携をしながらやっていかないと拡大はできないんじゃないかと思っています。そういう面では、これからやっぱりそういう畜産との関わりも大事、飼料米を扱うとすればそういう関連も出てくるんじゃないかというふうにこう思っています。いずれ、皆川議

員から指摘されたように、今の新しい政策がどんどんやっばり期間を区切って進められてきましたので、町としても対応しなきゃならないことはやっばり時間を置かないで、やれるべきことはしっかりやっていきたいとは今準備しておりますので、そういう気持ちで頑張っていきますのでよろしくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今、町長から答弁ありましたように、少しくどいようで申し訳ございませんが、やはり国・県の事業は国・県の事業としてこれは当然直接農業者の皆さんに関係するわけでありますから、これはしかと見届けていかなければならないと思うわけですが、先ほど申し上げましたように、じゃあ八峰町の農業スタイルはどうあるべきなのかということをやった時に、果たして今、この減反制度でやっておる4年間の中でそういった方向を見い出せるかということ、厳しい部分もあるかという具合には思うんですが、だからといってまた手をこまねいているわけにはいかないと思いますので、やはり何らかの協議会とか、そういったもの、これからの我が町の農業を探るべきそういった受け母体の協議会なるものがきちっと組織化されていってもいいんじゃないかなと。今、役場職員の方いろいろ頑張って仕事をやってくれていると思うんでありますけれども、そういったところまではなかなかやはり手が回らないんじゃないかなという具合に思うわけでありますので、例えば農業短大の機関の協力を仰ぐとか、昔でいう農業改良普及所の先生方のご指導をいただくとか、そういった方々の専門的な組織母体を早めに作り上げて、やはり私どもの地場産業である農業をどう守って育てていくのか、そこら付近を早目にやっておく必要があるんじゃないかなと思っているところであります。やはり、町長先ほど申し上げましたように、私ども地場産業大きいのはやはり農業であるわけでありますから、今これを急に転換するというのもなかなか大変だろうと思えますし、農家の皆さんいろいろ頑張って基盤整備事業をやって、ようやく償還期が終わった矢先に今度はこういったまた別の農業問題が出てきて、大変苦勞するという具合なわけでございますので、町の方でやはりそういった明確なこれからの将来ビジョンを示してやるのも大きな役割じゃないかなという具合に思っておるところであります。どうか今一度町長のそういったいわゆるさっき言ったような専門のプロジェクトチームを立ち上げるそういう気構えをお持ちなのかどうか、そこら付近を再度お聞かせ願いたいという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

いずれ、これまで町としては地域水田農業ビジョンのを基にしながら農業再生会議の中でいろいろやってきたわけでありましてけれども、今おっしゃったように、それでは不十分だと、もう少し補強する立場でいろんな知恵を集めなさいというようなご提言でございますから、この後ですねそれらのご意見も参考にしながら、一生懸命前に向かって頑張りたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかにありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今、TPP問題もまだ解決しないまま先行き不透明なままで、今また暗中模索の段階であります。もし仮にまたTPPが追い打ちをかけてくるようなことになると、農家の方々どこへ向かっていけばいいのか、さっぱり検討がつかないということになりかねませんので、ただいま申し上げましたようなことを是非またお考えをいただいて、その必要性があるとしたならば早目にそういった組織を立ち上げて私どもの地場産業である農業をきちっと守って育てていただくというようなことをお願いしながら、1番目の質問を終わりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 2問目の再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 先ほど町長から子ども園の考え方についてもお伺いをいたしました。

私、別に埴川地区の子ども園を統合しろとかそういうことではございません。ただ、やはりまだ小さい子どもさん方であるわけでありまして、地元の近い所で保育ができるのであれば、これに越したことはないだろうと、基本的に私は思います。ただ、今、八森地区の3子ども園が統合して、あの立派な子ども園に入るわけでありまして、よそから見るとやはり建物そのものもそうでありましてけれども、保母さんの数やいろんなことで比較されるんじゃないかなというのは危惧を持っておるわけでありまして。私が今数えてみたところ、正式な保母さんは12名、調理員の方除いてですね。そのように記憶いたしております。やはり建物が充実しても中身が充実しないと、やはりいろいろ今までも附帯検討で町長にご意見を申し上げてきたところではありますけれども、よその保育所、あるいはそういった幼稚園等に我が町のお子さん方が行くということになりますと、また大変な財政負担を伴うわけでありまして、やはりそこいら付近を考えながら、建物はもちろんですけれどもそういった保育の内容を新しい統合の子ども園を踏まえて、これからのいわゆる幼児教育をどう考えていくのかを私はとっているところで

あります。ですので、何も統合しろとかということではなくて、このあと八峰町の幼児教育は今までのままでいいのか、それとも今各方面で実施されております総合こども園ですか、あれに移行するのか、それともまた幼稚園ということを入りながら将来像を掲げておるのか、そこいら付近の幼児教育の将来性について町長からお答えをいただければなという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今回の議会でも子ども園について2人からご質問受けておりますけれども、前回の議会の際も松岡議員から受けられているいろいろお答えした経緯がございますけれども、町としてはこの後、認定子ども園に向かっていきたいという表明を前からしているところがありますので、そういった形で今の保育所、そしてまた幼稚園機能含めたものに内容を変えていきたいと。そのためにはやっぱり一定程度期間も必要ですけれども、それに向かって頑張っていくと。

それから、現在統合によって確かに人員的にはある程度効率化される面はありますけれども、そういったものを、例えば途中の0歳保育を利用するとか、そういう形で職員も配置をしながら、今までやれなかった部分についても手を伸ばしながら頑張っていきたいなというふうに思っていますので、そういう方向でご理解をしていただきたいと思います。

それから、また先ほど峰浜地区のことを言ったんじゃないという話ですけど、ただこれからやっぱり子どもの数は減るという現実がありますので、あり方そのものについてはこの後も全体的にも、あるいは地域的にも検討はしていかなきゃならない時期になってきているというふうには思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今町長から89名ほどの人数が峰浜地区の方におるといってございましたが、子ども園の統合はいろいろの人数とか施設の老朽化とかいろいろあるかと思うんですが、私が今一番基本的に考えておるのが、町長今認定子ども園の話されましたんで、認定子ども園に移行していくという考えであるとするならば、それらに向けて統合ということが考えられるのかということだわけであります。施設もそうですし、人数もそうであるんですけれども、やはりそういった保育の報酬によって統合するということが視野に入れていかなきゃならないんじゃないかなということでもあります。



ですので、大事な我が町の宝物でありますから、これから大事に育てていかなければならないわけでありますのでそれと併せて、今89人と言いましたが、先ほど言ったように12名の正式の子ども園の保育士さんの職員数で、あとは残りの方々臨時の職員だけでありますけれども、そういったことが保育サービス上果たしていいのかなど、こういったことが原因でよその保育所なり幼稚園に通うということになるとすれば、これは大変なことでありますので、そこら付近の全的なことも是非このあと配慮していかなければいけないのではないのかなと私は思うのであります。やはり89人、やや90人のそういった小さい命を預かっておるわけでありますから、責任のある形できちっと保育をしていくというようなことが極めて大切でないかなという具合に思いますの、この後の職員体制についてもこの機会に町長にお伺いをいたしておきたいという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

現在、峰浜地区も89名と先ほど申し上げましたけれども、今、五、六年経ちますと60人ぐらいを切るような状態になる見込みであります。したがって、そういう人数と合わせた職員の基準とかはありますので、職員数についてはそういうもので考えていかなきゃならないと思います。ただ、今言う、おっしゃった正規雇用の職員、あるいは臨時の関係からいきますと、確かに現状そういう見通しの中で正職員は採用しないようには抑えてきたことは事実でありますけれども、この後の見通しなども含めて、必要であればそういった点ももう一回見直しをかけていきたいなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） いずれにいたしても、先ほど申し上げましたように、やはり大事な命を預かっておりますし将来を託された子どもさん方でありますから、きちっとした保育サービスでもって教育してやるというようなことが大変必要なことですので、是非、新しい施設7億円もの巨額の公費を注ぎ込んで経営するわけでありますから、経費負けしないように中身の方もきちっと充実させていただいて、これからの運営に努めていただきたいという具合に思います。答弁はいりません。

○議長（芦崎達美君） これで7番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。

なお、11時5分より再開いたします。

午前 11 時 00 分 休 憩

午前 11 時 05 分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） おはようございます。傍聴者の皆さん、本日はご苦労様です

このたびの選挙で何とかまた再び議員にさせていただきました。ありがとうございます。議員の仕事は皆さんの町民の要望や疑問を議会に出すということだと思います。それによって今回6月議会で再び質問いたしたいと思います。

それでは通告に基づいて、今年11月開園する統合子ども園の運営について質問いたします。

子どもたちは未来からの授かりものであり、町の宝です。今を生きている私たちは子どもたちに夢を与え、子どもの未来に責任を持って育てていく義務があるのではないのでしょうか。経済が低迷し財政が厳しいから、予算がないからという、議論の問題外であると考えます。あらゆる犠牲を払ってでも八峰町の未来のため、子どもたちのために私たちが最優先に取り組まなければならない極めて重要な行政施策であります。最近、社会の不安、社会の乱れの影響を受けているのは、結局は社会的立場の弱い子どもたちへの虐待による暴行死や育児放棄による餓死など、事件報道がそれを物語っております。さらに、学生は不登校、引きこもり、中途退学など小・中・高においてそれぞれに大きな問題を抱えています。中学校の先生に言わせると中1ギャップは小学校の先生が、小学校の先生に言わせると小1プロブレム、入学後教員の話の聞かない、授業中に立ち歩くなど授業が成立しない状態が続く現象というふうに言うんだそうですが、幼稚園・保育所がもっとしっかりしてほしいと異口同音のように言われているようです。つまり、責任の行きつくところは修学前の子どもたちが通う幼稚園と保育所にあると。現在、保育所は厚生労働省の管轄下で、児童福祉法という法律に基づき家庭での保育に欠ける子どもを保育するという大義名分のもと、あくまでも福祉事業の一環として位置付けられています。また、幼稚園は文部科学省の管轄下で、学校教育法という法律に基づき幼児の心身の発達を助長するということを目的として教育の一環として位置付けられています。しかし、保育所だろうが幼稚園だろうが大方の保護者の現実のニーズはどちらでもよいのであって、要は親のほとんどが共稼ぎ世帯の環境では出勤前に預け、仕事帰り

の6時7時まで預かってもらえる施設を望んでいるのです。そういったニーズなのに、制度的には保育所保育指針に基づき保育され、幼稚園は幼稚園教育要綱に基づいて幼児教育がなされていますが、今日の保育指針と教育要綱を見る限り、保育指針に幼児教育の分野も入っています。教育要綱にも保育の分野が入っているわけであり、公設保育所なり私立幼稚園で過ごしている子どもたちにとっても指導内容に大差はないと思います。しかし、一部の教育熱心な親は、質の高い幼児教育を受けさせるためにわざわざ能代の私立幼稚園に通わせている現実もあるのです。町の宝というなら、子どもたち、町が質の高い保育として教育で育てることが必要ではないのですか。

現在、保育園は町が設置し管理運営しているのですが、今の時代にあっては何らかの形で保育と教育が一本化するべきと考えます。保育所は厚労省、幼稚園は文科省という縦割りの行政で用事人間制度であります。本来なら用事人間化を一元化するべきですが、現実として残っている以上、両者を兼ね備えた幼児教育、幼児保育に当たってほしいと願うのです。このような中で、修学前教育というか、いわゆる幼児教育の重要性を改めて認識すると、幼児期の段階から小学校に繋がる教育内容を徐々に取り入れ、一定以上の教育を義務的に受けさせることが重要で、文科省は5歳児から義務教育化することも考えているというのはもっともです。私は基本的には幼保連携型認定こども園とし、親の子育て負担を軽減し、スムーズに小学校生活に慣れるようにすべきと考えますが、それに対応するため現保育園の運営内容について質問します。

1点目、こども園の幼児教育という分野の最終責任者は、一体誰が果たしていくのでしょうか。

2点目、0歳児児童に3人につき1人、1、2歳児童6人につき1人などの基準があるわけですが、現実に即して妥当な人数は、想定しているのでしょうか。

3点目、保育士の資質向上のためどのくらいの頻度で、どの程度の研修を受けているのでしょうか。

4点目、保育のプロであっても教育のプロでない職員が幼児教育・保育のあり方を決めることには無理があるほか、その評価は誰が行うのですか。統合子ども園の所管を教育委員会に変え、運営管理する考えはないのですか。

次に、高齢者が安心して歩ける路側帯の確保について、質問いたします。

毎年雪解けと共に所々剥げた白線、正式には車道外側線というようですが、白線の意味は、車が白線より左側にはみ出さないための目印で、道路の縁からわずか20cm程度

の所に引かれております。この20cmしかない幅を手押し車につかまり買い物のため移動する高齢者の姿を想像してみてください。車が来ても左は余裕のないブロック塀です。狭隘な道路については歩車分離が困難なことから、歩車共存、車優先を主にしない歩行者優先のコミュニティ道路の観点を重視した整備を進めていくことが必要です。歩車共存のモデルとして具体化事業として検討すべきです。運動の基本は歩くことで、歩けなければ寝たきりになり、正に健康づくりは歩くことから始まります。ウォーキングや散歩に勤しむ町民が確実に増えてきている。行政としても積極的に取り組み、これらの人口を増やすことが重要です。そこでお尋ねします。交通安全上はもとより、町民の健康づくりのためにも歩行者が安心して歩けるように、町道の路側帯の歩行者側の幅を拡げて白線を引くことができないのか。両方無理であれば、片方の幅を広げることができないか。できないとすれば、その理由は何か。

以上、2点質問いたしますので、建設的なご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 山本議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、統合子ども園の運営についてであります。

ご指摘にありますとおり、保育所は児童福祉法により厚生労働省が、幼稚園は学校教育法により文部科学省が所管しており、それぞれの法における設置目的は、保育所が「日々保護者の委託を受け、保育に欠ける乳児及び幼児を保育する」とし、幼稚園が「幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長する」とあります。また、教育・保育内容については、保育所保育指針並びに幼稚園教育要領を基準としております。このように同じような目的、基準をもちながらそれぞれに分かれていましたが、平成24年、子ども・子育て支援法が制定され、国では厚生労働省と文部科学省が幼保連携推進室を設置し、幼保連携を推進しているところであります。

当町におきましても、子ども園の教育・保育につきましては、保育所保育指針により保育課程、指導計画を作成し業務を行っておりますが、就学前の児童に幼児教育、保育の両方を提供する機能や全ての子育て家庭を対象に子育てに対応した相談活動や親子の活動の場の提供など、広域における子育て支援を持ち合わせる認定子ども園への移行を計画しております。認定子ども園となるために、必要な認証の取得に向け、園が約2年間県担当のもと研修を受けること、また実践の成果を上げることなど、職員の資質、力

量の向上を推進し、極めて高いハードルではありますが、県の支援事業を活用しながら認証取得に努めてまいりたいと考えております。このようなことからご質問の、誰が幼児教育という分野の責任を持って果たしていくのかのご質問については、保育所、若しくは認定子ども園の設置管理者であります町長がその責を果たしていくべきものと考えております。

次に、保育士の配置基準であります。国の配置基準は、0歳児が3人に1人、1歳・2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4歳児・5歳児は30人に1人の配置基準になっており、基準どおり適正に配置しております。また、統合により集約されることとなりますが、途中入所対応や認定子ども園に向けての研修対策などに活用すべく、加配保育士の配置に配慮してまいります。

次に、保育士の保育指針の研修状況であります。平成25年度実績によりますと、県北教育事務所の幼保指導主事の保育所訪問研修を含んだ所内研修が9回、県教育庁や県保育士会主催の保育研修会は13回開催され、それぞれの園から出席しており、情報の共有や自己研鑽に努めております。

次に、幼児教育のあり方、保育のあり方を管理するには教育委員会に所管を変えるべきとのことではありますが、これまでも県教育庁や各教育機関などから助言指導をいただき、また、小学校との研究事業として幼保小連携推進事業をとおり、幼児教育について県教育庁、小学校教諭から指導をいただき、年長児の就学にあたり小学校と円滑な接続を図っているところであります。当面は、幼児教育に関しましては当町教育委員会と連携しながら町長部局が所管してまいります。認定こども園の移行や組織機構の再編などを行う予定でありますので、この中で山本議員のご提案についても検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者が安心して歩ける路側帯の確保についてであります。県道椿台小入川線や町道小入川岩館線、また、町道目名瀧大沢線などJRの駅や商店がある地域では、歩行者や車の通行が多くバス路線にもなっております。しかし、これらの路線は道幅が狭く一車線で、車の交差を思うようにできない箇所もありますので、歩行者にとっても歩行スペースが十分でない箇所もあるものと思っております。現在、町道には歩行者や車の通行の安全を図るため運転者の注視を誘導する外側線を設置しておりますが、この外側線は車道と歩道との境界としているものではありません。外側線は、側溝に蓋がある場合は側溝幅を含めて50cm、ない場合は路肩から50cmの所に設置をしております。

山本議員の提案にあります路側帯の幅を拡げた外側線の設置は、2車線で幅員の広い路線でありますと可能と思われませんが、この路線は一車線道路で全幅が2.95mから6.8mと狭いため、バスなどの中型車や大型車は中央部分を走行しております。この路線に路側帯を設置するとさらに車道部の幅員が狭くなり、車両走行の側方余裕が確保されなくなります。このため、このような狭隘な路線では、外側線に平行して車道側に破線を設置し運転者に幅員を狭く感じさせ速度を抑えるのも一方法だと思いますので、その方法について検討してまいりたいと思います。

また、県道椿台小入川線と町道小入川岩館線には速度制限標識がなく、町道目名潟大沢線の水沢地区は40km/hの速度規制となっておりますので、速度規制標識の設置や規制速度についても見直してみたいと思います。その結果によっては、道路管理者や警察などと協議を行い、歩行者の安全の確保に努めると共に、歩行者や車両の通行に影響を及ぼす舗装の損傷箇所の早期復旧や外側線の補修にも努めてまいります。

また、道路の拡幅ができれば解決されると思いますが、今の町道路線の地域事情では困難でありますので、健康づくりには自治会での健康教室や海岸線など幅員のある所や公園など活用していただくようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芦崎達美君） 10番議員、再質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 認定子ども園に、いずれは向かう姿勢で検討していると、いろんな研修を受けたりしているということでもあります。それについては非常によかったなあと思っているわけですが、一番最後に私が質問した部分で、認定子ども園の園長が当然設置することになるわけですが、町長がいくら見識があっても、やはり教育という部分の特殊な分野は教育を経験した者でないとなかなか職員の管理まで見れないのではないかなと。通常の一般職員・行政職員の能力等については、町長は何年もやっているのだからそれは見識はあると思うんですが、最終的な保育園の子どもたちに対する保育なり教育なりを監督していく園長までも町長が見ていくというのは、ちょっと無理があるのではないかなと思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほど町長というのは、設置責任者として、設置管理者としての任務があるということで申し上げました。したがって、具体的な保育とか、やっぱり教育内容を含めた形は専門の部署でこうやるわけでありますから、この後、認定子ども園への移行、あるいは

また機構改革の中で、この今おっしゃったような町長部局よりも教育委員会の部局の方でやっぱりそういうものを行った方がいいんじゃないか、担当した方がいいんじゃないかというような検討などもしながら、その中で一定の結論を出していきたいというふうにさっき答えましたけれども、だからそういう中では将来的には教育委員会所属ということになる可能性もあるということで、今いろいろ先に向けた形で検討しているということです。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） そういうことであれば、私の勘違いでした。

教育長にちょっとお尋ねしますが、今まで保育所、保育園の段階ですけれども、ある子ども園の親の会の会員の方から投書をいただいています、最近の保育園の扱いというか子どもたちに対する接しの仕方が、非常に託児所並みだというふうな投書があります。このままでいくと私の子どもは、他の幼稚園に通わせたいというふうな意味合いの文章が書かれております。やはり先ほど町長が、最終的には認定子ども園を目指すんだということでもありますからいいのですが、今現実にその保育園の内容がちょっと不満を持っているという親の投書を見ればとしても、将来的に子ども園になるために今、何か必要なのか、今どうしていったらスムーズに認定子ども園に移っていくのか、その期間教育委員会としても把握しておいてスムーズに教育委員会があって管理できるようになれるような体制づくりを考えていかないとだめだと思うわけですが、その辺について教育長の考えを聞きたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

まず、町長が山本議員のご質問にありました答弁につきましては、やはりこの非常的を得た答弁だなと私も安心して聞いておりました。特に、今の山本議員のご質問とも関係ありますけれども、やはり保育士の研修というものがやはり一番必要ではないかなと思っております。学校教育は夏期休暇とか冬期休暇があるために、その期間中を利用して様々な研修をやるようになっておりますが、子ども園はそういう状況でもないわけですので、やはりさらにこの認定子ども園を目指すということであれば、様々なその条件をクリアしていく中には、やはりその保育士のスキルアップということが非常に問題だと思っておりますので、ここに答弁にありますように、加配の保育士の配置に配慮していくということについてはやはり最も大切なことであっていい施策だなと思っており

ます。今、県の方でも教育的な立場で申し上げますと、少人数学級や少人数学習、またある程度の基準にあわせて学校には加配の教師を配置しております。しかし反面、その活用と効果と検証についてはかなり厳しい報告等を求められておりますので、ただ単に加配したからということではなく、加配したためにこのような効果が出たということも検証していかなければならないのではないかなど。仮に、その認定子ども園になってから教育委員会に移管されるのかは、その前に機構改革も含めて教育委員会の方に幼児保育課がもしくるということであれば、そういうこともやはりしっかりとやっていかなければならないのではないかなど、まず思います。

通告が私にということになっておりましたが、所管が違うため町長がまとめてということでありますけれども、私の思いといいますか、そういうこともちょっとあわせてお話をさせていただく機会があればなと思っておりましたので、まとめたものを見ながらお話をさせていただきます。

まず、統合子ども園が小学校の近くに開園するというので、これで3園とも同じ条件、小学校の近くになったわけでありますから、統合子ども園に限らず小学校教育に繋がる子ども園における保育内容と指導方法、さらには小学校においても子ども園との連携を見据えた幼児教育と小学校教育を繋ぐための取り組みをやっぱり重視していかなければならないものと考えております。教育委員会として今やらなければならないことを考えた場合に、統合子ども園の完成を機に、各学期の初めには定例公聴会に各町内の委員長さんも参加していただいて、情報交換並びに意見交換ができる体制を作ること、さらには小学校教員が子ども園を訪問して、これまで以上にお互いに幼児の実態を見学することによって全教職員挙げて接続がスムーズにできるよう、先ほどご質問にもありましたように、小1プロブレム、いわゆる小学校に上がった時の問題、課題でありますけれども、小学校の先生たちにとりましては、よく言われております魔の4月とか魔の1学期とかと言われております。集団行動が取れない、また授業中にじっとしていることができない、先生の話の聞けないなどの大変重要な課題を克服できるように、学校・子ども園協力し合っていかなければならないと考えております。

また、平成27年度から4年間使用する小学校の教科書の選定はこれから作業が始まるわけでありましてけれども、特に1年生・2年生で使用する生活科の教科書の選定にも、私が前段で申し上げました幼小連携に重視している教科書を念頭に入れて作業を進めていかなければならないものと思いを強くしているところであります。ご質問の答えになっ



たかどうか分かりませんが、私の答弁にさせていただきます。

終わります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 教育長の思いは十分伝わりましたが、もう一つ確認したいんですが、せっかく小学校のそばに子ども園ができた、統合子ども園にまで至るにはまだ時間がかかる。その間やっぱり近くなわけですから、保育園から小学校に行ってそういう就学前の体験、そういうふうなことをしたり、小学校の1年・2年、まあ高学年でもいいわけですが、保育園に行って幼児と遊ぶというふうな交流をしていくことによって、そういうふうなプロブレムの改善が図られるのではないかと。そういうふうにしていかないと、この後の認定保育園の移行にはスムーズにいかないのではないかと思います。その辺は教育委員会として協力できていくのでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご質問にお答えします。

これまでも数多くありませんけれども交流は進めております各園とも。しかし、やはり今こう言われております小1プロブレムということが問題視されているということが最近非常にこうニュースにも出ている関係もありまして、公聴会とも諮りまして、先ほど申し上げましたように園長さんと出席して、このことについてはさらに多く交流できるように、相互とも交流できるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 続いて、町長にもう一度お尋ねいたします。

この投書では、認定子ども園によってこれらの例えば教育的な質が上がる、先ほど教育長が研修にも十分出ているし、町長ももちろん答弁していましたが、これによってもう少し子ども園の質という表現でいいのかどうか適正かどうか分かりませんが、これによって保育園の質が上がることを保育者が望んでいるということを最後に書いてあるわけです。それについて町長からこの保育園開園に当たって、そこの保育園の質というものを重視するということの意気込みをお聞きしたいと思えます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

仏作って魂入らずでは困るわけでありますので、やっぱり新しいものを作った契機で

すね、内容も充実させるように一生懸命頑張ってまいりたいなと思っています。

それから多少ですけれども、さっきの話の中で誤解もあるようですけれども、やっぱり保育士は正職員・臨時職員問わずやっぱり一生懸命頑張っています。それから保育所だからということで教育的な幼稚園的なものを全然やっていないとかということになりますと、そういうものも取り上げながら、一緒に今現在でも頑張っていることは頑張っているんですけれども、今言った声もあるということ踏まえながら、より現時点でもそういう保育の内容についてみんな研修を生かしながら、さらに保育士が協力し合いながら質を高めるように頑張ってまいりたいなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 保育士の方々が頑張っていることは分かります。先日保育園の運動会で私も見学に行ってきましたが、非常に頑張っておることは重々理解しておりますが、一部の親であっても、やっぱりこういうふうな親がこういう見方をしているということはやっぱり事実だわけです。そうすればやっぱり何らかの対応なりその努力している結果というものを示しておかないと、安心感が得られないということなわけです。11月開園についてその意気込みを語ってもらったので、これで1問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 2問目の再質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 私がいろいろお願いしたいのは、狭隘な道路ほとんど、特に例的にいうと岩館の道路は非常に狭いわけです。そうすると外側線、要は簡単にいうと外側の所の横に引っ張っている白い線どうせ車1台しかないのであれば、もうちょっと広げて、車1台分の内側を走れというふうな線にしてもいいのではないかと思うわけですよ。それをわざわざ端から20cmか25cm程度の所にびしっと引いていると。どうせなら3mぐらいあればまず車1台通れるわけですが、3mの真っすぐな3mの幅で引けば、普段人が走っていない時は車はそこを出っ張っても何ら問題はないわけですが、やっぱり白線があることによって歩行者がその白線の外側を歩くという習慣が身に付いているわけですね。そうでなくて、もっと自由堂々と歩行者が優先なんだというふうに歩かせる道路が必要なんではないかと。それが歩行者共存、歩行者優先の道路ではないかなと、私はそう思うわけですよ。歩行者が歩いてあつたら車はゆっくり真ん中歩けと。若しくは、歩行者の逆側を走れと、そういうふうな安全道路をつくるべきだと思うわけですよ。それが道路交通上問題があるとすれば、特区を申請すればいいわけで、なるかならない

かは別としても、最初からできないではなくて、やるためには何とすればいいのか、やるために国にお願いするなり陳情すれば。そういうふうなことを必要なのではないかと  
思うわけですが、町長どう思いますか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

気持ちは分かりますけれども、根本的に道路を拡げない限りは問題の解決にはならないというふうには思っています。先ほど申し上げたように、歩行者も車もみんなお互いに譲り合いながら道路を活用していくというのは原則だと思いますから、やっぱりこれ歩行者ばかり考えて、今度車が通れなくなったという状況になると、これまた困るわけですので、やっぱりお互いに譲り合いながらやれるものを考えていかなきゃならないと思いますので、現状の中でいろいろ工夫できるものは工夫しながら、先ほど申し上げたように、車も余りスピード出さないでそういう狭隘な所はダウンしながら走る、そういう規制とかもし必要であればやったり、様々な手立てを講じながら、線だけの問題ではないというふうに思っていますので、そこら辺をひとつご理解をしていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） ちょっと、ちょっと町長、少し弱えってねがなと思うんだすよ。

例えば、ほかの県の例では道路に杭を立てて、その杭の中にある生活者だけが通過できるような道路をつくっている所もあるわけですよ。若しくは、もう一つは、人が歩くための目印として瓦舗装している所もある。それは都会でもいっぱいありますが、ここ金がないのもったいないので左側の歩道を舗装すれとは言いませんが、せめて白線引くだけで安上がりにはできるわけですよ。やっぱり歩行者がちゃんと我が物顔でその外側を歩く状況をつくってやるのが本当に必要なんでねえがなと思うわけですよ。そのためにはやっぱり道路幅を狭くすることによって車はゆっくり歩く。車のために道路があるんでなくて、歩行者のために道路があるわけですよ、先に。車は後からきたものです。ですから、私はやっぱり4mがある道路であれば、3m内々で線を引いて手押し車がゆっくり歩けるようなスペースを作ってほしいということだわけですが、今一度無理かどうか、なぜ無理なのかお願いしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず、先ほど申し上げたように道路は車だけで使うわけでもない

し、それからまた歩行者だけが使うものでもないので、両方使うものですから両方の折り合いがちゃんをつくような形でということですから、根本的には道路が狭いということが一番原因でありますから、本来であれば道路拡幅とかしながら、それだけのスペースを確保することが根本的な解決になると思いますけれども、現実的にはなかなかそこから辺も無理な要素もありますので、線の引き方とか、あるいは先ほど申し上げたように速度の問題であるとか、そういったできるものを取り上げながら検討してみたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 納得してはいけないのですが、できる限りまずそういうふうないろんな全国の例を調べて検討してみてくださいということで終わります。

○議長（芦崎達美君） これで10番議員の一般質問を終了します。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） ちょうどお腹の空いてきた時間帯ですけれども、質問の方だけ午前中に終えたいと思います。質問内容だけですね。

選挙の時告示番号が8番でして、初めてここに集まった時の仮議席番号も8番で、本会議の番号も8番の嶋津です。初めての一般質問ということで、いささかちょっと緊張気味でございますけれども、何ぶんにも不慣れでございますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

さて、私どもの議会の使命というのは配付されております議員必携の中には具体的な政策の最終決定、そして行財政運営の批判と監視を達成するために議会の一員として共に協力して町民の幸せに応えると共に、今回12名という少なくなった議会の議員活動中の活性化のため、そして議員の使命として一般質問は毎回行いたいものだと、こう思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今回はちょっと欲をこぼして4項目を質問いたしました。今までの予算委員会とか決算委員会でこのうちの何点かは度々出ていますので、ちょっとそれを進化させるためのものだけをやりたいと思っています。

1問目は、菌床シイタケ事業のこれからについてお伺いいたします。

昨年の決算特別委員会の附帯意見出ておりましたけれども、第三セクター峰浜培養は私が職員時代に最初に関わった栽培、そして工場立ち上げでございました。古い菌の時の農家の経営不振であったり、培養のことなども大変心配しておりましたが、先般全協

で渡された資料あるいは単価等見ますと、昨年の新規への切替えによって培養のセクター時代も経営の安定に目処ができたように思います。そして関係農家からは、昨年負債の拡大を心配しながらの栽培着手であったわけですが、シイタケの品質向上、それから価格の安定などで再栽培に入る農家が増えたりとか、あるいは、今までは1棟であったけれども今度は2棟やるという栽培拡大の動きもあるようで、今本当に新規に変えてよかったなとこんなふう感じております。

まず1つ目ですけれども、ご存知のとおり峰浜培養は低コストで、そしてホダを提供することを目的とした、町そして当時は農協、農家による第三セクターでございました。当初はホダの製造だけを生業としていましたけれども、昨年の新菌導入にあわせて直営ハウス部門を設けて栽培も手掛けると、こういうことです。ただ、これはあくまでも暫定的なセクターの措置かと思っております。製造や精算が安定してきたところですが、今後ホダ部門と直営ハウス部門の関係をどうなされるのか、セクターとしてのお考えをお教えてください。

2点目は、新菌の評価がすごく高くなっている、それに感じております。そして、セクターの本来の使命などからして、直営から今度は農家に移すのが本質だと思いますが、栽培農家をこれからどうやって確保するのか。そして、今後栽培を希望する農家がもしあらわれた時、栽培ハウスはどのようにして確保するのか、その辺を教えてください。

3点目は、今現在シイタケは生産量も減ったものの全国有数の産地には変わりありません。過去にも国の制度で更なる低コスト化を図るための事業などもありました。多分今もあると思いますけれども、将来事業拡大のための栽培ハウスの増棟、あるいは低コスト化の更なる事業の新しい事業導入などのお考えはあるのでしょうか。

2問目は地区の集会施設の格差是正ということでお聞きしたいと思います。

町内にはいろんな集会施設がございます。地域が管理するもの、それから町がある程度関わっているもの、それから町の直接の管理のものなどがあります。ただ、この中には年数を経たものもありますし、どうなのかなと目的自体、それから効果などもどうなのかなと、そういうことを見極めて積極的に関係自治会に移管して、地域間で格差がないようにできないかというものであります。

1つ目は、都市農村交流事業費の中には2つの施設「漁火の館」と「夕映の館」があります。これらの施設、本来の目的に沿った利用はどのくらいされているのでしょうか。そして、その効果は本当に果たされているのでしょうか。グリーン・ツーリズムとかシー・

ツーリズムなどが言われていましたけれども、その効果はどうなのでしょう。本件については、昨年の予算委員会の附帯意見で指定管理者に移したらどうかということも問うておりましたが、両施設とも建設からも十数年経っているわけですので、今回の補正予算の中にも修繕費が計上されていきました。しかしながら、一方の地域では自分方の施設について町の補助をもらったり、光熱水費なんかは自前でやっている。こういうことからすると格差があるなど。それから不公平を感じざるを得ません。

2点目は、このほかにも八森地区多目的集会施設、それから古屋敷の方にある八森生活改善センターなどあります。これらは、経費は町が全額負担する施設でありますけれども、これも今まで何度か出されたかと思いますが、早目に整理しながら関係自治会移管を行ってはどうか。町長のお考えをお聞かせください。

3問目ですけれども、先ほど町長の回答の中にもありましたけれども、町の重要計画が予定されていると。そういうことで、積極的に住民の方々を参加させてはいかかなということでも質問いたします。県の事業で、未来づくり交付金事業ということがよく聞かれますけれども、小坂町の鉄道パーク事業なんかそうだと思いますが、きっと我が町でも何かしらのお考えを持ちながら進めていると思います。それから、合併からも間もなく10年ということで次期の長期振興計画ですか策定も1年前倒しで行うと、こういうふうな話を伺いました。1点目は、我が町の未来づくり交付金事業の計画の進捗は、どの辺りまで進んでいるのかということでございます。この事業は県が職員の人件費など切り詰めて捻出する基調な財源で出来上がった事業ですので、町もこれからの町の自立に向けた夢のある事項に使うべきだと思いますし、町の活性化に役立てたいものであります。町長はどんな事業をお考えかお知らせください。2点目が、その重要計画に町民の提案募集、それから策定会議等への委員としての住民参加を計画段階から行う考えはないかということでございます。

4問目の質問ですが、これも町営診療所の常勤医師の確保についてであります。

これも予算委員会の方から出てあったと思います。常勤医師が不在となって医師がしょっちゅう変わるということで患者さん方診療所に行きづらいと、こういうふうなことで、よく迎えに来る能代市の診療所の医院の方によく移っているということで最近診療所の診療収入が減っております。そして、一般会計からの繰出しが交付税分3カ所分あるわけですが、これを常に超えております。財政上からも常勤医師の確保は急いでやらなくてはいけないかなと思っています。何より地元の高齢者は、元のように歩いて行ける診

療所、すぐその診療所にしてもらいたいと、こんなことを言っております。

1つ目が、常任医師確保のための町の現在の取り組みは。そして、それに対する応募の反応はどうでしょうか。2点目が、町のホームページを見ましたが、雇用形態は町の職員でもいいし嘱託や委託でもいいと。医師の相談に応じるということでもあります。身分と処遇を明確にする意味でも医師の定年延長を明確に謳った方がいいんじゃないでしょうか。そういうことをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） 休憩します。午後1時再開し、当局の答弁を求めます。

午前 11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き再開いたします

8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 嶋津宣美議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、菌床シイタケ事業の今後についてであります。

まず、今後のホダ部門と直営ハウス部門の関係をどう考えているかについてであります。確かに嶋津議員がおっしゃるように、峰浜培養は低コストでホダを製造・供給する目的で設立された会社であり、できることなら本来の目的どおり、ホダの製造・供給を専門に経営できれば一番良いことではないかと考えています。平成24年9月にホダの製造を中止する前まで、峰浜培養では55棟の栽培ハウスにホダを供給しておりました。その後、新菌を導入することに決定し、農家への栽培方法の講習や栽培意志の確認に努めましたが、これまでのシイタケ生産量や市況の低迷に加え、旧菌に比べて栽培方法が大幅に異なることなどから農家の迷いや悩みが大きく、平成25年1月の工場本格稼働時において個人農家の申し込みは22棟でありました。峰浜培養の再稼働に当たっては、これまでの55棟から22棟へホダの供給量が減少することになり、果たして経営が成り立つかどうか心配されました。それと同時に、活用されないハウスを借用して栽培することで会社経営に役立てる、雇用創出につなげる、生産量の増大、一定量を確保することで単価の底上げに繋がる等の狙いで直営栽培を始めたところです。残念ながら、昨年の直営ハウス部門では栽培1年目ということでハウスの修繕費や軽ワゴン車、軽トラック購入の初期投資のほか、収穫量不足、労務費のかかり増しなどによって約263万円の赤字となりましたが、今年度は解消できるものと期待をしているところです。今年度の栽培者は

4月に1農家が増え、9農家で24棟、峰浜培養は8棟の借り入れで始まっています。峰浜培養では8棟のうち、2棟はホダの2次培養施設として活用し、残り6棟で栽培する計画であります。

次に、今後の栽培農家と栽培ハウスの確保をどう行うのかについてであります。

現在、峰浜培養が借用している8棟の所有者の方々が、栽培を再開してくれることを期待しているところであります。また、現在の栽培者で規模拡大したいとか新規栽培希望者がいる場合についても、峰浜培養の借用ハウスで対応することも可能です。新規にハウス建設を希望する場合は、これまでのように国庫補助で建設することはできなくなりましたが、県単の「夢プラン事業」に町のかさ上げ補助で導入を支援していきたいと考えております。

次に、シイタケ産地として今後事業の拡大や低コスト化を図る事業の導入などの考えはあるかについて、お答えをいたします。

新菌を導入して1年が経過したところですが、ホダの培養日数や栽培方法などより効率的に出来るよう工夫しながら生産している状況であります。今のところ、しっかり栽培技術を確立し経営を安定させることが先決と考えております。

しかし、シイタケ栽培は米に次ぐ生産を上げている事業でありますので、事業拡大については今後の課題だと思っております。また、峰浜培養の現状は機械等の更新が課題として挙げられます。工場の機械類は平成10年に導入されたもので、既に15年が経過しています。混合室内のチップなどの混合機2台のほか、植菌室の室外機、冷却室の冷却ユニットなど、修理しながら運転している現状であります。その他、ホダ製造のコストを左右する重油ボイラーの老朽化も心配されております。いずれ町でも支援しながら、更新の事業に取り組みなければならないものと考えておりますので、皆さん方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、地区集会施設の格差是正について、お答えいたします。

まず1つ目の、都市農村交流事業の2つの施設の本来の目的に沿った利用と効果はどうかについてご説明いたします。

本館地区にある夕映の館は、平成12年度に国庫補助の「山村振興等農林漁業特別対策事業」を利用して建設した山村・都市農村交流促進施設で、延床面積150㎡の木造2階建ての建物です。研修室、調理実習室、入浴室などのほか、宿泊できる和室が2部屋あり、最大8名まで宿泊可能となっております。当時、グリーン・ツーリズムを推進したい旧



八森町と、自治会館を新しく建て直したい本館自治会が協議をし、建物の建設及び管理運営に係る部分を町が、宿泊利用者への対応も含めてグリーン・ツーリズムを实践する部分を自治会が主体となって担うことで合意し、建設したものです。施設の管理・運営は、住民有志でつくる「本館グリーン・コミュニティ協議会」が受託して行っております。平成16年に、グリーン・ツーリズムを基軸とした本館自治会の活動が高く評価され、農林水産省「豊かな村づくり事業」の農林水産大臣賞を受賞しております。また平成17年度に、そば打ち体験館が隣接して建設されてからは、地元食材を使った食づくりや郷土料理づくり体験を提供し、さらにグリーン・ツーリズム活動が充実するようになりました。

一方、岩館地区にある漁火の館は、平成16年度に国庫補助の「やすらぎ空間整備事業」を利用して建設した都市農村交流促進施設で、延べ床面積313㎡の木造2階建ての施設です。研修室、調理実習室、入浴室などのほか、宿泊できる和室が3つあり、最大15名まで宿泊可能となっております。

本館地区と同様、ブルー・ツーリズム、いわゆるグリーン・ツーリズムの漁村版をこう呼んでいます。ブルー・ツーリズムを推進したい旧八森町と、児童館が古くなり自治会館を建てたい岩館第2自治会が協議し、建物の建設及び管理運営に係る部分を町が、宿泊利用者への対応も含めてブルー・ツーリズムを实践する部分を自治会が主体となって担うことで合意し、建設したものです。施設の管理・運営は、住民有志でつくる岩館ブルー・ツーリズム協議会が受託して行っており、磯釣りや磯遊び、漁師料理づくりなど、漁村ならではの体験も提供して喜ばれております。なお、両施設とも自治会が施設を使用する時は料金を頂いています。また、施設の維持管理に当たっては、自治会からも労力でご協力をいただいております。

施設の利用状況ですが、ここ数年は大きな変化なく安定した利用状況となっております。平成25年度実績で、夕映の館は宿泊者314名、日帰り利用者271名、合計利用者585名で、利用料金は78万3,000円となっております。掛かる施設管理費は65万9,000円となっております。漁火の館は、宿泊者321名、日帰り利用者661名、合計利用者982名、利用料金は81万3,000円となっております。掛かる施設管理費は126万円となっております。漁火の館は、海岸部に近いせいか施設設備の故障が多く、修繕費がかさんでおります。宿泊利用者は、大学生、サークル、PTA、ファミリー、釣り人など様々でリピーターになってくる方も多く、自分たちの時間に合わせて、料理を作って食べることができるので使

い勝手が良いと好評です。

町の総合振興計画の後期基本計画においては、「これまで以上に本町特有の自然、文化及び地域の人材を活用したグリーン、ブルー、エコ、ジオ、ヘルスツーリズムなど、新たな観光形態に対応した個性的な観光に努める必要があります。」と表記されており、2つの施設が今果たしている役割は大きいと考えております。インターネット上では、グリーン・ツーリズム検索で両施設が紹介されている場合もあり、今しばらく町のグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムの振興に寄与していただきたいと考えております。なお、指定管理者の件については、それぞれの委託団体に打診しておりますが、指定管理を受けることで宿泊業務の責任が増すのではないかと心配する声や、住民の高齢化でいつまで施設管理を請け負うことができるか心配する声などがあり、合意には至っておりません。宿泊業務を取りやめた場合は、自治会で自治会集会所として受け入れを検討しても良いとの話があり、町としては観光におけるグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムの今後の展望等を見極めながら判断してまいりたいと考えております。

2つ目の、町が経費負担している集会施設を自治会に移管できないかというご質問についてですが、現在町が管理している集会施設は、八森生活改善センターと八森地区多目的集会施設の2か所であります。建設した経緯はそれぞれ違いますが、どちらも単一の自治会の自治会館として使用する目的で建設したのではなく、地域全体で利活用するために建設したものであり、また、施設建設当初から完成後の維持管理を自治会にお願いするということでもなかったもので、現在も自治会館としての使われ方はされておられません。このように、他の生活改善センターやコミュニティセンターの建設目的とは少し違っているという特徴があります。現在、八森生活改善センターは、一般の方が使用しているほか、放課後児童クラブとして月曜日から土曜日まで定期的に使用されております。町としては、施設を利用している地区の自治会に、指定管理者として維持管理できないかお願いはしておりますが、受けていただく状況にありません。八森生活改善センターは昭和55年に建設してから34年になり、八森地区多目的集会施設も平成元年の建設から25年になることから、今後の維持管理費や先ほど申し上げた当初の建設目的などの事情を考え合わせると、当面、自治会への移管は難しいと考えております。

次に、町の重要計画への住民参加についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、未来づくり交付金事業の計画の進捗状況はどうなっているのか、についてですが、嶋津議員もご承知のとおり、秋田県未来づくり協働プログラムは市町村

の多様な課題を解決していくため、市町村提案を基に県と市町村が協働でその地域に適した地域活性化策をオーダーメイドでつくり上げると共に、それぞれが有するマンパワーや財源、ノウハウ等の行政資源を効果的かつ効率的に活用しながら、集中的に実施するものとして、平成24年3月に県が制定したものであり、現在、15市町村がプロジェクトチームを立ち上げ、うち13市町村のプログラムが成案化され、事業実施中であります。また、本事業の実施期間は当初、平成24年度から平成28年度までとしておりましたが、平成28年度に事業着手した場合は平成30年度まで期間延長が認められるなどの制度改正も行われております。本町の未来づくり協働プログラムの進捗状況についてであります。平成24年度に議員の皆様や職員からの提案を基に、関係課長や産業団体の代表者による委員会を立ち上げ素案づくりをスタートさせましたが、県側に提案するまでには至りませんでした。このことから、今年度改めて職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、素案づくりに着手すると共に、議員の皆様や産業団体、秋田県などのご意見も伺いながらプログラムの絞り込みを行い、平成27年度には町と県の関係課で構成するプロジェクトチームの設置を目指したいと考えております。どのような事業を考えているか、についてであります。今のところ、地域産業の振興に寄与するプログラムを中心に検討するよう担当課に指示を出したところであります。

2点目の、町の重要計画に町民の提案募集や策定委員会の委員への住民の参加の考えはないか、についてであります。総合計画はこれまで、地方自治法第2条第4項の「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」という規定に基づき策定しておりましたが、平成23年5月の「地方自治法の一部を改正する法律」において、その条項が削除されたことから、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、町の独自の判断に委ねられるものになりました。本町としては、総合振興計画は従来から町の総合的かつ計画的な行政運営の指針や、町民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、今後も必要であると考えております。このことから、第2次八峰町総合振興計画の策定期間については、先ほど皆川議員の一般質問の際にもお答えしたとおり、1年前倒しして来年度に策定したいと考えておりますし、策定に当たっては民間団体の代表や自治会代表のほか町民から委員を公募するなど、できるだけ多くの町民の声が反映できるようにしてまいりたいと考えております。

次に、町営診療所の常勤医師の確保についてお答えいたします。

まず、常勤医師確保の現状については、地元医師会や秋田県に医師確保に関して継続して協力依頼しております。このうち秋田県では全県的な医師不足状態を解消するため、医学生に県内の医療機関に勤務することを条件に修学資金を貸与しております。この修学資金貸与は平成20年度から開始されており、平成28年度には県内の公立病院への医師の派遣が可能となる予定があるとのことで、大いに期待しているものです。また、医師募集を町内外に発信するため、週刊日本医事新報（日本医事新報社刊）に医師募集広告を掲載、インターネットを利用した情報発信では、病・医院専用求人サイト、自衛隊除隊者・OB向け求人サイトへ常勤医師募集広告掲載をしたほか、町ホームページへ医師募集のお知らせを掲載しておりますが、今のところ問い合わせがない状態であります。また、町出身の医師に個別に勧奨したり、様々な人からの情報収集に当たっているところですが、確保するまでには至っておりません。

次に、医師の定年年齢などの条件緩和して募集してはどうか、とのご質問であります。が、職員として週5日勤務できる方と条件を固定しているわけではなく、非常勤職員などの雇用形態に拘らず、週3日終日診察でも可能として町ホームページには掲載しており、ご連絡いただいた方と年齢を含めて勤務条件などを柔軟に対応しながら協議を進めてまいりたいと考えております。今後、さらに有効な情報発信方法等を検討してまいりたいと思いますし、医師不足の中、非常に厳しい状況下ではありますが、秋田県、能代市山本郡医師会、現在非常勤医師を派遣していただいている能代山本医師会病院や秋田大学付属病院、また、このたびご縁がありました秋田県立脳血管研究センターなどと緊密に連携をとりながら、引き続きあらゆる機会を捉えて、医師確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（芦崎達美君） 8番議員、再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 1問目の菌生シイタケのほうですけれども、まあ本来のセクターの役割からは現在のような状況になったこと、内容十分わかっておりますけれども、何か今の回答の中で言うと、今後もかつてのような生産量は産地としての拡大はもう無理なのかなとちょっと悲観的な感じを受けました。ひとつ頑張って各農家掘り起こしあるいはユープラントに波及させてですね、八峰町のこの菌生シイタケをもっと売り込むような形で、いろんな機器の更新もあるようですけれども生産の方ももうちょっと力を入れてもらえればと思います。

それから、事業拡大導入の方ですけれども、八峰町の場合はこのとおり周りの環境がほとんど山だということで、未利用の木材っていいですか雑木などもあるわけですので、これを使って、例えば低コスト化を図るためにオガ粉とかよそから買ってこなくても、地元で雇用を作りながらここに供給するというような、そういう何て言いますか、地域地産地消と言いますか、そういう形で出来ればいいものかなと思いましたがけれども、これもなかなか難しいような状況ですけれども、先ほどの回答のとおり、この後の事業拡大の方はほとんどないような感じがしましたけれども、地域の資源をもうちょっと利用したそういう考え方は全くないのでしょうか。もう一度この辺をお願いしたいと思いません。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

事業拡大については、悲観的に考えているのではなくて、現状まず今の栽培方法とかそういった体制をきっちり確立することが先決であろうと。その後でそういった問題も考えてはいきたいなと思っています。それから今おっしゃったように、この町内にある山の木を活用しながらホダの材料なども活用できないかというお話ではございましたけれども、何の木でもいいというわけでもないで、やっぱり材料にふさわしい木というのはここでそれだけの賦存量がありませんので、そういう意味からほかから今買わなきゃならない状況であります。ただこの後、いろんな研究が進んでまた地元の材が使えるような目処でもあれば、そういった際にはまた考えてまいりたいなと思っております。いずれ培養としては、今のところでは生産体制をほぼ限界に近いだけの状況でありますので、この後拡大するとすればどうしても設備の拡大なりそういったものを手がけていかないと、これ以上の拡大は無理なのかなと今のところ考えているところであります。しかしながら先ほども申し上げたように大事なこの事業でありますので、できるだけこの後も展望しながら頑張ってもらいたいと思えます。

○議長（芦崎達美君） 質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 地元にあるものをうまく使って、地域の特産であるキノコをさらに売り込めればなと思っておりますけれども、今の資源の中の一つかもしれませんけれども、廃ホダなんです、農家さんはそれぞれ自分の所の所有の田んぼなり畑にただ捨てているわけですが、これもうまく使ったら畑作のいい堆肥になったりするのかなと思うんですけれども、これは利用は計画はないものなんでしょうか。

- 議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） 現実、こちらで体系だってやっではないわけですが、個別のそういったやっている栽培農家から持って行って活用している方もおりますので、それを体系だってやれるかどうかは、この後検討課題にさせていただきたいと思います。
- 議長（芦崎達美君） 質問ありませんか。8番嶋津嶋宣美君。
- 8番（嶋津宣美君） 55棟のあるハウスのうち実際使っているのは32棟ですか。それ以外の部分は第三者への賃貸といたしますか、そういう形かと思っておりますけれども、どう考えてもその32棟の中だけの生産ということになるわけですので、生産量はなんかこれ以上伸びようがなく、培養の方で作ったものも外部の方で売れないのかなと思うわけですが、出来るだけ第三セクターですので地元の農家にメリットがあるように、ひとつ生産農家の拡大に力を入れてもらいたいと思います。
- 議長（芦崎達美君） 答弁求めますか。
- 8番（嶋津宣美君） はい。
- 議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

52棟のうち32棟、残りは自分独自でやっている、自分の考え方でやっているというふうな状況ですから、培養の方ですね、そこに手が今出せる状況にはなっていません。それから生産体制は、今の培養工場の生産能力で今年も最大限マックスでやりますけれども、回転が速くなった分、各栽培戸数が減っても、そのぶん数は多く供給できるわけですが、それでもなおかつ余剰が出る分については、これは外部にホダのまま今販売をしながら生産をしているというような状況であります。したがって、まあ先ほど申し上げたとおり、本来であれば出来るだけ多くの栽培農家から持っていて栽培していただくのが理想的でありますので、この後も今の状況を踏まえながら、やれる意欲のある人についてはそういった方向を求めていきたいなというふうに思っています。

- 議長（芦崎達美君） 質問ありませんか。2問目の再質問ありませんか。8番嶋津嶋宣美君。
- 8番（嶋津宣美君） この地区の集会施設の関係なんですけれども、何点かの集会施設についてはほとんど町の持ち出しがあると。いずれ使用料が入ってくるわけですが、先ほどの都市農村交流事業の中の夕映の館とか漁火の館ですけれども、確かに年間314名が泊ったりとかというその数字、今教えてもらいましたが、宿泊はそうでしょ

うけれども、実際その本当にグリーン・ツーリズムとかブルー・ツーリズムとして協議会が引き受けて、いろんな体験させているのはどのぐらいなのでしょう。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたしますけれども、先ほど回答の中で利用者数、あるいはそれからまた収入の関係、支出の関係、両方お話をしましたけれども、それぞれやっぱり本館あるいは岩館第2で、それぞれの協議会の中でその地域の活性化と合わせながら非常によく頑張っていると思っています。したがってそういった目的が本来的に果たされてないとなれば、いろんな形でまたやる余地はあると思いますけれども、当面まずそういうことで目的どおり頑張っておりますので、現在のところはそういうものを維持しながら、地域の理解が得られて、管理から含めて全部自分方でやるというふうになれば別ですけれども、今のところは現状のままでいきたいなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） 質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） まあ私もこの夕映の館の方を使ったことがあるんですけども、実際はなんて言いますか、グリーン・ツーリズムとかという目的ではなかったんですけども、つい酒飲んでしまってですね、泊る必要があって泊ったということで素泊まりみたいな感じなんですけれども、たぶんそういう人方もかなりその300何名の中に入っているんじゃないでしょうか。まあ受ける方としては、それは協議会の方がいろんな仕組みを作って体験を通して泊ってもらったりということ、当然真面目なものはあるんでしょうけれども、幸い今日空いているからせっかくだから使うという、そういう感じの利用の方がむしろ多いような感じするわけなんですけれども、その辺ひとつこの踏まえて、10何年経っているわけですね。出来たらまあ他の地域の集会所とこう足並みそろえる意味でもやはり三百幾らですか、320万円ほど町の公費出しているわけです。入って来るお金は使用料は半額ほど町の方へ入るわけなんですけれども、ほとんどの地区では電気料の果てまで、火災保険料は今町の方の制度で町からいただくわけなんですけれども、それ以外はもう全て地域が捻出しているわけですので、すごい不公平を感じているわけです。何とか頑張ってですね、不公平感を生まないように格差が出ないように特に後段の方の八森地区多目的集会施設とかですね、管理センターも含めてですけれども、特殊な建物でもないわけですので作る段階がちょっと違ったのかな、ボタンのかけ違いあったのかと思うわけなんですけれども、できるだけ早目に移管をするようお願いしておきます。再度お願いします。

- 議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えをいたします。出来るだけ今おっしゃったようなことで地域の方々の理解を得られるようにこれからも継続して話し合いをしていきたいと思えます。
- 議長（芦崎達美君） 質問ありませんか。3問目の再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- 8番（嶋津宣美君） 3問目、未来づくり交付金事業ということで町長の方からはこれから始めるとプロジェクトを作りながら一般の方々も入れたり、あるいは自治法ではそういうあれはなくなったようではすけれども、町総合発展計画についてもそういう形でやるということですので、積極的に町民の方々から参加してもらっているいろいろないいアイデアを出してもらおうように頑張ってもらいたいと思えます。回答ありません。3問目これで終わります。
- 議長（芦崎達美君） 4問目の再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- 8番（嶋津宣美君） 町のホームページ、確かに見ました。町長回答のとおりですね、いろいろな雇用形態承りますというような感じの中身になっていましたけれども、私はやはり出す段階で職員にする場合も定年延長、ホームページ見ても63歳までは可能なような書き方をしています。これをはっきり、例えばお医者さん方は大学院出て国家試験通って来ると年齢もかなりいっているわけです。例えば65歳まで定年延長しますということをはっきり明確にしながら、そういう条件緩和をしながら募集したらいかがなものでしょうか。再度お願いします。
- 議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えをいたします。定年後の人だけが来るとは限りませんので、逆にまた定年65歳となると、途中それが逆にまた足かせになる要素にもなきにしもあらずであります。ただ、職員の定年に関する条例からいくと、60歳まで現状ではですね、あとは1年更新で3年まではOKというふうになっていますから、それはいつでも変えることはできるわけでありますので、個別の相談があった際には、そこら辺については具体的に応じていきたいなとは思っています。ただ、議員がおっしゃるようにはっきり65歳まで定年を延ばしたらいいんじゃないかという話については、条例改正すればできること可能なわけですから、それはこの後少し内部で検討したいと思えます。
- 議長（芦崎達美君） 質問ありませんか。8番嶋津宣美君。



○ 8 番（嶋津宣美君） 幸い八峰町の場合、診療所を3つほど抱えているということで、交付税の中にもその分措置されていますけれども、ただこれが長引いていくとですね、どうしても患者さんが減っていく、そして持ち出しが増えていくということで、最終的に町民の負担が増えるということになるわけですので、この後も頑張っているんなこの条件化を含めてですね、PRをしながら常勤の医師を職員として採用されるようお願いして終わりたいと思います。

○ 議長（芦崎達美君） 答弁求めますか。

○ 8 番（嶋津宣美君） 求めません。

○ 議長（芦崎達美君） これで8番議員の一般質問を終了します。

次に2番議員の一般質問を許します。2番笠原吉範君。

○ 2 番（笠原吉範君） 笠原吉範でございます。傍聴席の皆様、長時間にわたりご苦勞様でございます。何分にも私は新人議員であり、一般質問は今日が初めてでございますのでお聞き苦しい点多々あろうかとは思いますが、最後までよろしくお願いいたします。

本日私からは2点について質問させていただきます。

まず最初は、6次産業化の促進についてであります。

私は八峰町において、6次産業化を早急に促進させるべきと考えております。まずはその根拠について説明をさせていただきます。2013年の農業白書では、農林水産業に従事する人の割合が高いほど人口減少が進むとされています。そして人口問題研究所の推計では、農林水産業の就業割合が10%以上の県内19市町村では、2040年で人口が平均で41.8%減るという結果が出ています。八峰町はどうかと言いますと、2010年で農林漁業就業割合が20.4%であります。大潟村、大仙市に次いで3番目の高さであります。10%以上の平均で41.8%の減少でありますから、20.4%の八峰町はそれ以上に減少すると考えられます。これについて県立大農業経営学の中村勝則准教授は「農村部で人口減が進む要因は農業以外に働く場がない点にある。県内農業の複合化を図ると共に、原材料供給に留まらない加工業、つまり6次産業を育てるなどし、雇用を生み出すことが必要だ。」と指摘しております。また、2040年までに県内24市町村で出生の中心年代が半数以上に減少、唯一大潟村だけが15.2%増加するという試算が出ております。これに対して大潟村の高橋村長は、「一番大きな要因として考えられるのは、一定の所得が確保できているため後継者が定着している。」と言っています。これを受けてまた県立大の長濱健一郎教授は「稲作の大規模化に限らず複合化や6次産業流通の仕組みづくりを進め、農業

を若者にとって魅力的な産業に育てることが大事だ。」と指摘しています。つまり6次産業化を促進することは、農林水産業の所得向上に留まらず、後継者の定着あるいは引いては人口減対策にも有効な手段であると考えられます。そこで6次産業化の促進について3点質問させていただきます。

1つ目は、農業水産業の所得向上のため、6次産業化を促進するべきと思うがどのような対策が必要と考えているか。

2、6次産業化に取り組むには食品加工工場の建設など多額の費用が必要となるがどのような支援策を考えているか。

3、廃校になった学校など食品加工業に改修し意欲のある個人や団体に貸し出しするなどの対策は考えられないか。1問目は以上であります。

続いて2問目はニート・引きこもり対策についてであります。

まずは、ニート・引きこもりの定義、質問に至った経緯を他市町村の例を挙げながら説明をさせていただきます。その定義であります、ニートとは「就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない状態」を指します。そして引きこもりとは、「仕事や勉強、人間関係など日常生活から自発的に待機し長期間に及ぶ自宅または自室への閉じこもりをもって社会活動に参加しない状態が続くこと」とあります。

藤里町が、2010年から2011年にかけて引きこもりの実態を調査したところ、人口約3,900人に対して18歳から55歳の町民のうち、少なくとも113人が長期の不就労状態で自宅に引きこもっていることが分かったとあります。そして対象年齢人口、つまり18歳から55歳の人口1,293人に占める割合は8.74%だったと報告されています。藤里町の人口比率から考えても、八峰町にも相当数のニート・引きこもりの人たちがいると思われます。藤里町社会福祉協議会で、失業者のための支援事業、ホームヘルパー2級などの研修が受けられ、資格を取ることができますというチラシを113人の家に投函したところ、研修会場に50人以上の人が来てそのうち36人が働き始めているそうです。また、2008年4月に横浜市が市内在住のニートや引きこもり状態にある15歳から34歳までの750人を対象に行ったアンケートでは、8割を超す者が就労を希望すると回答しています。つまりニートや引きこもりの人たちは、働く意欲がない訳ではなく、有効な支援策を取ることによって働き始める可能性があるのです。高齢化、人口減が進む八峰町において、少なからずニートや引きこもりにある若者たちがいるとしたら、それを支援し就労に導くことが必要だと考えます。

ここに、6月16日付けの秋田魁新報の記事があります。県男女共同参画化の取り組みについて、県はニートや引きこもりの若者に、ボランティア活動へ参加を促す事業をおこなうNPO等の団体を募集しているとあります。また、6月17日付けの秋田魁新報には大仙市の取り組みが紹介されています。その要点を読ませていただきます。「不登校の児童生徒や引きこもりの若者らの支援拠点、そして大仙市が昨年4月設置した子ども若者総合相談センターが成果を出し始めている。これまでに、ニートや引きこもりだった8人が就労し、不登校の児童生徒6人が学校に復帰した」とあります。県や市町村がニート・引きこもりの支援を始めている中、八峰町も早急に取り組むべきと考え、この問題に関して3点質問させていただきます。

1、ニート・引きこもりと言われる町民が何人いるか町では把握しているのか。

2、これまでにどのような対策を取ってきたのか。

3、身近な成功例として藤里町の対策が全国的にも有名であるがこれらを参考にニート・引きこもりの人たちの就労支援に取り組む考えはないか。以上であります。

○議長（芦崎達美君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 笠原吉範議員の質問にお答えいたします。

最初に、「6次産業化の促進について」であります。

農山漁村は、有形無形の様々な地域資源、たとえば農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化などに溢れています。6次産業化とは、これらの「地域資源」を有効に活用し、農林漁業者がこれまでの原材料供給者としてだけではなく、自ら製品を加工し、流通や販売に取り組み、経営の多角化を進め、所得の向上を目指すことを言います。産業分類でいいますと、農林水産業は1次産業、製品加工は2次産業、流通・販売は3次産業にあたり、これらを一貫して行うことをそれぞれの数字を掛けて6次産業と呼んでいます。

6次産業化に取り組むに当たっては、メリットと様々な課題もあります。メリットは「収入が安定する」ことです。例えば農家の場合、収入は作物・収穫物を市場に出すことで得られますが、天候等で市場価格が変動するので収入が安定しません。6次産業化した場合、作物を調理・加工・パッケージングして販売するので、市場の価格に左右されることが少なくなり安定した収入が得られます。また、流通・販売を直営で行うので中間コストを削減することができます。一方、6次産業化の課題もあります。まず、法人化

が必要不可欠になります。農家を例にとりますと、農作物の生産作業だけでなく、農作物と商品の品質管理や、工場での製造、直営店での販売などを務めてくれる人材が必要になるからであります。また、事業を始めるに当たっては、雇用や店舗を用意するための経営資金や設備投資などの資金が必要になってきます。ほかに広告費等も必要になってきます。さらに、衛生面では厳格な品質管理が求められます。したがって、6次産業化に取り組むためにはそれなりの覚悟が必要となってきます。

農林水産省では、農林漁村の振興や地域活性化を図る方策として6次産業化を推進しており、2010年には6次産業化法、正式名称は「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」が成立しております。法律が制定されたことで、6次産業化の支援体制も整備されております。一例をあげますと、秋田県農業公社に「6次産業化サポートセンター」が設置され、秋田県農業経済課や地域振興局と連携・協力体制をとりながら農林漁業者の6次産業化の取り組みを支援しています。具体的には、農林漁業者等からの相談の受付、カウンセリングの実施、6次産業化プランナーの派遣、事業化に向けた支援等のアドバイス、事業計画に向けたサポート及び事業認定後のフォローアップなどです。

秋田県でも、平成26年4月に「秋田県中小企業振興条例」が制定され、県と公益財団法人あきた企業活性化センターが連携しながら、地域資源を活用した新たな取り組みを支援したり、農林漁業者と中小企業者が連携した新商品開発等を応援しています。規模は少し小さくなりますが、町でも平成21年度から「八峰町雇用創出活動支援事業」を設け、新たに町内において雇用創出を伴う事業化を目指す個人または団体を応援しております。このように、農林漁業者の6次産業化の取り組みを支援する体制はできております。したがって、「どのような対策が必要か。」とのご質問ですが、町としては、6次産業化に取り組みもうとする意欲ある農林漁業者が出てきてくれることを望んでいます。6次産業化については、メリットだけでなく課題もありますが、前向きに取り組みたいという農林漁業者をできるだけ支援していきたいと考えています。

次に、6次産業化に取り組むに当たっての多額の費用に対し、どのような支援策を考えているか、についてであります。農林水産業関係では、補助事業の一例として次のようなものがあります。まず、「次世代経営6次産業化チャレンジ事業」ですが、認定農業者や農業法人等が、加工・流通・販売などの新たなビジネスに取り組む際に必要な機械・施設などの導入に対して支援するものです。補助対象となる施設は、処理や加

工、冷蔵、貯蔵、包装用機械、建物のほか、直売施設や農家レストランなどがあります。補助率は3分の1で、補助金の上限は1,000万円です。また「女性起業活動発展支援事業」は、女性農業者の育成と女性起業組織などの経営基盤強化を目指すもので、補助対象となる施設は、農産加工や直売、農家レストラン、農家民宿等の部門導入または規模拡大のために必要な施設改修や機械などです。補助率は3分の1で、補助金の上限は150万円です。

産業振興関係では、公益財団法人「あきた企業活性化センター」の支援例を紹介します。農林漁業者が対象となる補助事業例としては、「あきた起業促進事業」「あきた農工商応援ファンド事業」などが上げられます。対象経費の説明は省略いたしますが、「あきた起業促進事業」の補助金は、事業経費の2分の1以内の補助で限度額75万円、人件費の2分の1以内の補助で限度額75万円、合計150万円までとなっております。「あきた農工商応援ファンド事業」では、一般枠では事業経費の2分の1以内の補助で限度額500万円などとなっております。

町の「八峰町雇用創出活動支援事業」は、「産業創出支援事業」「ものづくり支援事業」「販路開拓支援事業」の3事業からなり、対象経費の説明については省略しますが、「産業創出支援事業」には、「雇用奨励費」と「創業支援費」があり、対象経費の2分の1以内の補助でそれぞれ限度額100万円、「ものづくり支援事業」は2分の1以内の補助で限度額100万円、「販路開拓支援事業」では2分の1以内の補助で限度額50万円となっております。交付限度額もありますが、雇用奨励費については3人まで認め、2年間交付対象としております。先ほども述べましたが、6次産業化に取り組むやる気のある農林漁業者の計画に基づき、町としてもJA、漁協、商工会等との関係機関と連携しながら、できる限りの支援をしていきたいと考えています。

次に、廃校になった学校などを食品加工場に改修し、意欲のある個人や団体に貸出すなどの対策は考えられないか、とのご質問であります。まず、だれが、何を、どうしたいのか、というのが大前提であります。まずは、やる気のある農林漁業者の計画提出が第1の条件となります。その内容によっては廃校になった学校利用などもやぶさかではありません。白神あわびの日本白神水産(株)の事例もありますし、とにかくやる気のある農林漁業者の計画をお待ちしております。

笠原議員におかれましては、果樹の作業体験、なし狩り体験、果樹農家レストラン、リンゴもろみの商品化などに取り組んで頑張っておいでですが、どうか周囲の起業や6

次産業化に取り組もうとする意欲のある方に声をかけていただき、計画づくりなどを勧めただけであれば嬉しい限りであります。よろしくお願いいたします。

次に、「ニート・引きこもり対策について」お答えいたします。

最初に、ニート・引きこもりと言われる町民が何人いるのか、町では把握しているのか、とのご質問ですが、まず、ニートとは職についていない15歳以上35歳未満の個人とされております。引きこもりとは、様々な事情により社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭に留まり続けている状態とされておりますが、判断が難しく、個別調査も実施しておりませんので正確な人数は把握はしておりません。

また、ニートと引きこもりを明確に区分して考えておりませんので、本質問においては「ニート・引きこもり」を合わせて「引きこもり」として答弁させていただきます。

引きこもりに関する状況としては、自殺予防対策の一環として15歳以上85歳未満の7,220人を対象に、平成24年度において秋田大学と共同でアンケート調査をした「こころの健康と社会参加に関する調査」があります。回収率91.4%、有効回答率74.3%のうち、全体で18.7%の方が引きこもりの状態であるとの結果が出ております。ちなみに、この調査で若年層の引きこもりの方は52人となっており、この数値が八峰町の状況と今のところ認識をしております。

次に、これまでに、どのような対策をとってきたか、というご質問であります。この調査結果を受けて、町では「こころの健康」が大切であることを再認識し、今まで活動してきた陽だまりの会によるサロンを希望する自治会において開催することや、自治会に出向いて専門家を招き「こころの健康づくり懇話会」を開催してまいりました。平成25年度には「引きこもり等支援対策研修会」を開催しました。引きこもりがちな方やご家族の方、自治会や民生委員に働きかけたところ、想定を大幅に上回る80人ほどの参加者がありました。会場においてアンケートを取ったところ、家族の会など関係者の会の立ち上げを希望する意見がありました。

また、役場職員を対象に「住民のこころの悩みに気づいたとき自分にできること」と題し研修会を開催し、町民と接する機会の多い職員がその情報を共有することなど、できることを確認したところです。平成26年度においては、引き続き自治会に赴き健康づくり懇話会を開催します。また、保健師の訪問活動で得た情報と、社会福祉協議会などの町内関係機関と情報を共有するために、「ひきこもり対策連絡協議会」を立ち上げ、先般協議したところです。今後も定期的を開催することで各団体等の業務に役立つもの

と期待しております。7月には秋田魁新報社主催の「さきがけいのちの巡回県民講座」を峰栄館で開催いたします。さらには、昨年度開催の引きこもりなど研修会のアンケート結果を受けて、引きこもり関係者の会の設立準備に取り掛かりたいと考えております。町では自殺予防対策として様々な事業を実施しておりますが、これは社会参加を促して引きこもりがちにならないようにすることが、自殺予防につながるのと考えからです。引きこもりには様々な原因がありますが、心身の障害により、引きこもりになる方もおります。精神障害者の会である「のんき会」では、「会員自らが自分たちの居場所を作りたい」という要望により、本年5月に沢目駅前が開所することができました。会の設立から3年目にして、会員が集う場所を確保したのです。引きこもりがちな生活から社会に出る第一歩となります。また、体に障害を持つ方も引きこもりがちになりますが、旧岩子小学校を障害者通所施設として利用することも決定しており、外出する機会が増えることが期待されます。このように引きこもりがちな方が、外出する機会を設けることは大切なことと考えております。

さて、身近な成功例として、藤里町の対策が全国的にも有名であります。これらを参考に、ニート・引きこもりの人たちの就労支援に取り組む考えはないかのご質問ですが、藤里町社会福祉協議会の活動はとても参考になるものと思います。引きこもりの方が一般社会に出て就労することは大切なことでもあります。引きこもりの方が自治会活動などの社会参加ができるような環境を整えることが行政の務めであり、前述した事業を実施しながら社会参加を促してまいりたいと思います。厳しい経済状況ではありますが、社会参加された引きこもりの方が、更に就労し自立できるよう努力してまいりますので、どうかご理解とご協力をお願い申し上げます。

- 議長（芦崎達美君） 2番議員、再質問ありませんか。2番笠原吉範君。
- 2番（笠原吉範君） まずは最初の6次産業化の促進についてであります。町としても雇用促進ということ産業創出支援事業があること、当然私も分かっておりますけれども、秋田県ではと言いますか、やはり6次産業化が促進されない1つの例としてですね、先般も秋田魁新報にも載っておりましたが、やはり県内の6次産業化が進まないもう1つの要因は生産者側の資金不足にあるという、これはもうはっきり秋田魁新報に6月16日ですか、載っておりますけれども、この八峰町の支援事業ですが1つまずは正直言って使いづらい。まず1つはですね、雇用するのが前提となっております。これから6次産業化を進めようという中でですね、まあ例えばちょっと厨房機器を買って調理場を作

りたいとなった時に、最初から人を雇用しなければ助成していただけない、ですから私はですねこれ以外に6次産業化だけのと言いますか、6次産業化を目的とした町独自の支援策を何とか考えていただければと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

確かに町の事業は雇用創出ということで雇用に結びつく事業についてやっている制度でありますから、おっしゃるとおり6次化に限定した内容ではありませんのでその点はそのとおりでございます。ただ先ほど申し上げましたように、6次化に取り組むに当たっては、町ばかりでなくて県の事業あるいは国の事業がいろいろたくさんあります。それから資金不足の場合は、資金を融通するための金融機関でのファンドを作ったりですね、様々なものもございますのでそういうものをまず相談していただければ、そういうものを紹介しながら、それでなおかつできないと、紹介するものがないとすれば、その際、町の方でもまた新たな角度でそういった形ものものを考えてまいりたいなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） 質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 町長から今大変力強いお言葉をいただきました。町長も6次産業化には積極的な対応と言いますか意見をいただきましたので、6次産業化についての質問は以上にさせていただきます。答弁は必要ありません。

○議長（芦崎達美君） 2問目の再質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 2番目の問題です。ニート・引きこもりの問題ですが、先ほど町長の答弁ですと引きこもり状態にある人が52人とかという話ですが、まず藤里町3,900人に対して113人いたのに、八峰町は倍ぐらいの人口があつてこれしかないというのはちょっと考えにくいことでもあります。どういう対策を取るにしてもですね、やはり現状をちゃんと把握しないと対策がとれないと思います。速やかに調査をしていただいて、どこにどれぐらいの人数がいるのかということをはっきりする必要があるかと思えます。ニート・引きこもり状態にある本人ももちろん苦しいわけですが、家族も非常に悩んでおりますので、素早い対策を取るためにも正確なこの人数把握というのを急いでいただきたいと思えます。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。



統計の取り方はいろいろあるんですけども、藤里の場合は52歳まで入りさっきうちの方でしゃべった40歳までと、この差はちょっとあります。ただそうは言っても藤里の場合は、社会福祉協議会で各個々に調査をした結果でありますので、かなり精度の高い結果ではないかなと思っています。うちの方の場合は先ほど申し上げたとおり、アンケートでやった、詳しくは一人一人個別に当たっての内容調査ではありませんでしたので、調査内容からいけば不十分だと思います。おっしゃるとおり現状をしっかりと把握しないで対策は出てこないわけでありますので、この後こういった形でもう少し実態を掴むか社会福祉協議会などともですね、関係団体とも連携をしながら考えてまいりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） その対策と言いますか、人数把握を検討していただけるということですので速やかに現状把握いたしまして、こういった引きこもったり、ニート・引きこもりのみなさんをですね、手助けをして指導に導くそのような対策を早急に取りただければと思います。答弁は必要ありません。以上で終わります。

○議長（芦崎達美君） これで2番議員の一般質問を終了します。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） 傍聴者の皆さん、長時間お疲れ様でございます。最後になりましたけれども、よろしくお付き合いのほどお願いいたしたいと思います。

それでは通告に従いまして、2つ質問させていただきます。

1つ目です。農業漁業の振興について伺います。

はじめに、畑作物への栽培転換とその支援について。

今後、国の農政改革により、米生産農家の大規模化が進むと思われるが、わが町のよ  
うな中山間地の農家は農地も少なく大規模化は出来ず、いずれ今のままで米の生産を続  
けて行くのは難しくなると考えられます。そこで簡単でないと思われるがこれからは今  
以上に良質米づくりや米に代わる町の気候、土地に合った生産性の高い野菜・果物等、  
畑作物への栽培の転換が必要です。これまで以上に地産地消を増やし、耕作放棄地の解  
消も視野に入れ、町はJA、農家と一体になり今から早めの対応、支援をしなければな  
らないと思うがその考えはあるのか伺います。

次に、漁業の燃料への助成について。

先の一般質問でも取り上げ、答弁も漁業に限っての燃料に対する支援は考えていない

と言われました。しかし、漁家の厳しい現状を見て再度質問させていただきます。漁もなく、価格も安く失漁しても燃料代にもならず、風でも休んでいるのが実態です。今後どうなるのかいつまで操業できるのか心配されております。比較すること自体どうかとも考えるが、燃料代も経費に占める割合も漁業は農業と比較にならないくらい多いと思います。このままの状態が続けばやがて駄目になり、町も衰退すると考えられます。町独自でも支援を考えるべきと思うが、その考えはないか伺います。

次、2つ目です。

定住促進について伺います。町では空き家の斡旋や定住奨励金、住宅取得等助成金により移住、定住を図っていますが、これだけでは期待できるだけの効果は少ないと考えられます。これまで長く住んでみてよそに比べ天災は少なく気候もよく、自然環境は本当に良い所と思っております。しかし、外から見れば必ずしも生活環境は十分とは言えないと思います。我々は慣れでそれほど不便を感じないけれども、地元の若い世代や都会の人にとって不便で不安であり、魅力を感じないのではないかと考えられます。それぞれの世代の生活環境を今以上に充実させることが必要だと思います。そこで促進を図るにはまず需要も効果もあると思われる宅地、住宅の分譲を考えてみてはどうか、その考えがあるのか伺います。

以上終わります。

○議長（芦崎達美君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 腰山良悦議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、農業、漁業の振興について、であります。

まず、「耕作放棄地解消の支援」等についてですが、平成23年度から平成25年度までの3か年、町単独事業として、「八峰町耕作放棄地再生利用活動支援事業」を実施しており、補助金は総額477万円余りを交付し、11.7haの農地を再生することができました。平成26年度からは、国庫補助事業である「耕作放棄地再生利用緊急対策事業」を活用して農地の再生に取り組む計画であります。この事業は、荒廃農地を借り受けて耕作する農家が対象となり、10a当たり5万円の交付金を受けて再生するものです。

次に、中山間地における畑作物への栽培転換とその支援についてであります。稲作から畑作物への栽培転換については、八峰町農業再生協議会が策定した「水田農業ビジョン」の振興方針や転作物の交付金交付単価に基づいて支援することが決められており

ます。戦略作物の大豆は、一般農家から認定農業者別に10 a 当たり 3 万5,000円から 4 万2,000円の交付単価です。今年度から市町村ごとに特色ある単価を設定できる「産地交付金」については、特例作物のソバが 2 万円から 2 万9,000円、町の振興作物である「ネギ、キャベツ、ミョウガ」はそれぞれ 3 万円、一般野菜は 1 万円から 1 万2,000円の交付単価で支援する計画です。このほか、休耕農地や経営安定を目指した新たな作物として、現在町が試験栽培している「薬用作物」については、今後、農家の方々が圃場で栽培する頃までには支援策を講じたいと考えております。

また、秋田県では現在、「農政改革対応プラン」を 7 月下旬に策定するべく準備を進めていると聞いております。特に、条件が不利な中山間地域においても、農業による一定の所得の確保に向け、園芸作物の本作に向けた水田の畑地化や、地域特産物の生産拡大、加工品など新商品の開発など、地域の主体的・内発的な取り組みを推進する施策を検討しているようです。中山間地域について、県では市町村と一体となってハード・ソフト両面から支援する意向であり、町としても県や国の事業に添う形でできる限りの支援をしていきたいと考えております。

次に、漁業の燃料への助成についての考えはあるか、についてお答えいたします。

燃油の高騰や漁獲量の減少、魚価の低迷などにより、漁家経営が厳しい状況にあることは十分理解しています。燃油の高騰は、漁家に限らず、農家や運送業者、中小企業者、ひいては社会生活を営む全ての人の生活に大きな打撃を与えているのが現状です。漁業関係者の燃油価格の高騰に備えて、国と漁業者とが 1 対 1 で資金を積み立てして行われる「漁業経営セーフティーネット構築事業」では、平成23年度より価格上昇分を補填しておりましたが、平成25年 7 月より特別対策発動ラインである 1 リットルあたり 62 円を超えたため、62 円を超えた部分については国が 4 分の 3 を助成する緊急措置をとっております。これらのことから、漁業用燃油の町の支援は今のところ考えておりません。ただし、漁業支援策として漁獲共済加入者掛金の 20% 助成や、漁業経営安定資金貸付金など様々な支援を継続して行っておりますのでご理解をしていただきたいと思います。今後も、燃油の価格の推移や国の動向を注視すると共に、県や県漁協などの関係機関と連携しながら、対応を考えてまいりたいと考えております。また、燃油の高騰だけではなく、漁獲量の減少や長引く魚価の低迷も漁業関係者に大きく影を落としている要因と考えておりますので、八峰産鮮魚のブランド化や加工製品の促進などにも積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、定住促進対策についてお答えをいたします。

平成25年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口推計によりますと、秋田県の人口は、平成22年の108万6,000人から、平成32年には95万9,000人に、30年後の平成52年には70万人程度まで減少するという結果となりました。秋田県ではこれらの結果を踏まえ、今回策定した第2期ふるさと秋田元気創造プランにおいて、人口減少社会における地域活力創造戦略を重要戦略の一つに掲げ、秋田への定着、移住、定住の拡大を図ることとしております。

八峰町の推計結果であります。平成22年の8,220人が平成32年には6,735人に、そして30年後の平成52年には4,179人と、現在の半数程度まで人口が減少するというショッキングな数値となっております。このことから本町においても、少子化・人口減少対策は、持続発展が可能なまちづくりを推進する上でも、今後の町政運営の最重要課題の一つであると考えておりますので、少子化・人口減少対策の1つである定住の促進については、「八峰町定住奨励金」、「定住用住宅取得等助成金」等の既存制度をさらに充実させ、幅広くPRすると共に、空き家調査、空き家バンク登録などの空き家適正管理事業についても拡充を図ってまいりたいと考えております。腰山議員ご質問の宅地、住宅の分譲についてであります。市場調査なしに安易に造成、建築し、売れ残るケースもみられることから、事業実施の是非はもとより、直営方式か民活導入かなど、様々な視点で検討が必要となります。

この後、企画財政課を事務局に、「少子化・人口減少対策プロジェクトチーム」を庁舎内に設置し、住環境の整備、空き家の適正管理、定住促進、結婚支援、子育て支援、雇用促進など複数の課に横断する諸課題について多面的、多角的に検討することとしておりますので、腰山議員の提案の事例についても、その中で検討させたいと考えております。

- 議長（芦崎達美君） 5番議員、再質問ありませんか。5番腰山良悦君。
- 5番（腰山良悦君） いろいろと施策を掲げていますが、まだ十分とは言えないと思います。農業も漁業も大事な基幹産業であります。財政上厳しいと考えますが、知恵を出し合いそれぞれの生き残り町と町の将来を考え、早急に積極的に対応し振興を図っていただきたいと思います。答弁はいりません。
- 議長（芦崎達美君） 2問目の再質問ありませんか。5番腰山良悦君。
- 5番（腰山良悦君） 人が増えることは町の活性化につながる大事な要素であります。

是非とも積極的に取り組んでいただきたいと思います。これも答弁はいりません。

以上です。

○議長（芦崎達美君） これで5番議員の一般質問を終了します。

日程第3、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について」を議題とします。  
議会運営委員会委員長から所掌事務のうち会議規則第74条の規定により、次期議会の会議日程等議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第4、「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」を議題とします。常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

常任委員会委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成26年6月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午後 2時18分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 10番 山本優人

同署名議員 11番 門脇直樹

同署名議員 1番 鈴木一彦